

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2024年6月26日
【事業年度】	第58期（自2023年4月1日至2024年3月31日）
【会社名】	株式会社はせがわ
【英訳名】	HASEGAWA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新貝 三四郎
【本店の所在の場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【最寄りの連絡場所】	福岡市博多区上川端町12番192号
【電話番号】	(092)263-7624
【事務連絡者氏名】	経理部長 馬渡 周二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	17,917	17,838	19,792	-	-
経常利益又は経常損失() (百万円)	951	1,087	1,233	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	1,114	215	707	-	-
包括利益 (百万円)	1,229	310	735	-	-
純資産 (百万円)	8,911	9,217	9,887	-	-
総資産 (百万円)	16,896	17,743	18,361	-	-
1株当たり純資産 (円)	490.73	507.82	543.74	-	-
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	61.47	11.87	38.90	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.7	51.9	53.9	-	-
自己資本利益率 (%)	-	2.38	7.40	-	-
株価収益率 (倍)	-	25.5	7.4	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	997	3,198	62	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	140	482	365	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,006	1,519	573	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,383	3,578	3,724	-	-
従業員数 (名)	765	748	748	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(423)	(442)	(446)	(-)	(-)

(注) 1 当社は、2022年6月1日付で、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併し、連結子会社が存在しなくなったため、第57期より連結財務諸表を作成しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 第54期から第56期までの1株当たり純資産の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、第54期から第56期までの1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第56期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 第54期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

6 第58期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第54期から第56期についても百万円単位に組替え表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	17,879	17,787	19,717	21,608	21,300
経常利益又は経常損失() (百万円)	853	1,140	1,246	1,773	1,638
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	1,015	135	697	1,154	1,059
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	4,037	4,037	4,037	4,037	4,037
発行済株式総数 (千株)	18,646	18,646	18,646	18,646	18,646
純資産 (百万円)	8,983	9,209	9,869	10,945	11,903
総資産 (百万円)	16,956	17,721	18,330	18,218	18,066
1株当たり純資産 (円)	494.70	507.36	542.75	601.90	654.39
1株当たり配当額 (円)	3.75	2.00	5.50	11.25	15.00
(うち1株当たり中間配当額)	(3.75)	(-)	(2.50)	(3.75)	(7.50)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	56.01	7.44	38.37	63.46	58.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.9	52.0	53.8	60.1	65.9
自己資本利益率 (%)	-	1.49	7.31	11.09	9.28
株価収益率 (倍)	-	40.7	7.5	6.1	6.0
配当性向 (%)	-	27.1	14.5	17.9	25.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	1,036	640
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	313	716
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	1,598	811
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	-	-	-	2,878	1,991
従業員数 (名)	762	747	746	747	756
(外、平均臨時雇用者数)	(416)	(430)	(430)	(425)	(431)
株主総利回り (%)	103.7	77.2	74.6	102.1	96.4
(比較指標：日経平均) (%)	(91.3)	(141.7)	(137.8)	(141.6)	(202.7)
最高株価 (円)	412	413	323	439	401
最低株価 (円)	290	252	226	247	321

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第56期の期首から適用しており、第56期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 2 第57期以降の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の利益及び利益剰余金等からみて重要性が乏しいため、記載しておりません。
- 3 第54期から第56期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
- 4 1株当たり純資産の算定上、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 5 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第55期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。第56期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 6 第54期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 7 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
- 8 第58期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第54期から第57期についても百万円単位に組替え表示しております。

2【沿革】

年 月	事 業 内 容 の 変 遷
1929年 9 月	創業社長 長谷川才蔵が直方市溝堀に居を構え、仏壇仏具の行商を開始
1936年11月	直方の古町商店街に「長谷川仏具店」を開業
1966年12月	社名を「株式会社長谷川仏壇店」とし、法人化する。
1970年 9 月	オリジナル金仏壇「明日香」の販売を開始
1976年 4 月	社名を「株式会社はせがわ」に商号変更
1976年 5 月	本部機能を福岡市博多区に移転
1978年 4 月	東京都千代田区神田に関東事務所を開設
1979年 2 月	関東地区 1 号店として川口芝店開店
1980年 3 月	仏壇の製造を行なう株式会社長谷川仏壇製作所及び寺院工事を行なう株式会社長谷川仏具工芸（現 株式会社はせがわ美術工芸）を当社の子会社とし、充実強化を図る。
1982年 4 月	仏壇仏具卸専門のはせがわ商事株式会社を子会社として設立
1982年11月	福岡県内で仏壇の製造を営む有限会社大川唐木佛壇製作所に資本参加し子会社とする。
1984年 4 月	子会社のはせがわ商事株式会社を吸収合併
1984年 5 月	関東事務所を東京都中央区銀座に移転
1984年 8 月	本店を福岡市博多区に移転
1988年11月	福岡証券取引所に株式上場
1994年 9 月	東海地区 1 号店として春日井店開店
1994年11月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場
1997年 4 月	墓石事業に本格参入
2002年11月	子会社の株式会社長谷川仏壇製作所が同有限会社大川唐木佛壇製作所を吸収合併し、株式会社はせがわ仏壇工房に商号変更
2004年 5 月	関東事務所を東京都文京区後楽に移転
2004年 7 月	本店を福岡市博多区祇園町に移転し「福岡本社」とする。
2004年 7 月	本社機能の一部を関東事務所に移転し「東京本社」とする。
2007年 3 月	東京藝術大学に「お仏壇のはせがわ賞」を創設
2007年10月	はせがわビル（福岡本社・福岡本店）を福岡市博多区上川端町に竣工
2009年 9 月	屋内墓苑事業を開始
2011年 4 月	株式会社はせがわ美術工芸が株式会社はせがわ仏壇工房を吸収合併
2012年 3 月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
2012年 5 月	大阪証券取引所市場第二部上場廃止
2013年 3 月	東京証券取引所市場第一部に株式上場
2013年 9 月	株式会社はせがわ美術工芸の全株式の70%を譲渡し、関連会社へ移行
2014年 5 月	カリモク家具株式会社との協同開発仏壇「SOLID BOARD JUST（ソリッド ボード ジャスト）」の販売を開始
2015年 2 月	リビングスタイル店 1 号店としてヴィナシス金町店開店
2017年 1 月	ショッピングセンター内リビングスタイル型 1 号店としてイオンタウン黒崎店開店
2019年 5 月	飲食・食品・雑貨事業を営む株式会社田ノ実を子会社として設立
2019年 6 月	田ノ実 1 号店として自由が丘店開店
2020年 6 月	百貨店内 1 号店として東武池袋店開店
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からスタンダード市場に移行
2022年 6 月	子会社の株式会社田ノ実を吸収合併
2022年10月	食のギフトを全店販売開始
2023年 4 月	ピースフルライフサポート事業の全店提供開始

3【事業の内容】

当社は、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行なっております。

当社の主な事業内容及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
宗教用具関連事業	<p>< 仏壇仏具事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗にて仏壇仏具の小売販売を行なっております。</p> <p>仏教の伝統的な教義・様式に則った仏壇仏具に加え、お客様の生活様式や価値観の多様化に対応した商品を企画・開発し、提供しております。</p> <p>商品の企画・開発・仕入については、海外協力工場生産の商品に加え、国内メーカーとの共同開発による当社オリジナルの商品を充実させております。</p> <p>また、全国の仏壇仏具販売店を対象に卸売販売を行なっております。</p> <p>< 墓石事業 > 東日本及び西日本地域に展開する直営店舗・霊園管理事務所にて墓石建立及びその他施工に関わる受注販売を行なっております。</p> <p>石材及び施工については、自社基準に基づく高品質な商品提供に取り組んでおります。</p> <p>< 屋内墓苑事業 > 販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の受託販売を行なっております。</p>
飲食・食品・雑貨事業	<p>< 飲食・食品・雑貨事業 > 飲食及び食品・雑貨の小売販売を行なっております。</p>

(注) 1 報告セグメントと上記事業の内容の関連は次のとおりであります。

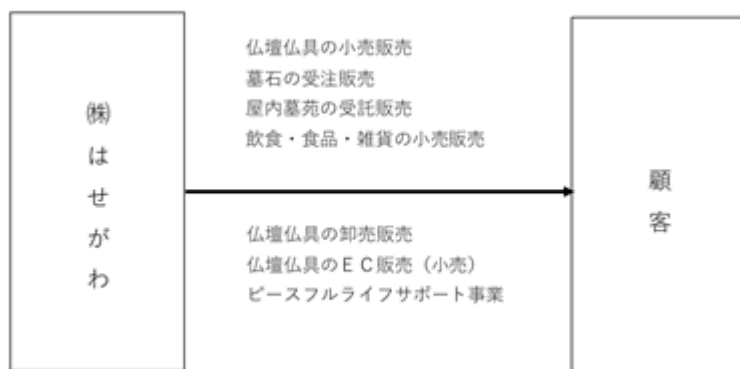
報告セグメントの種類	区分	事業の内容
仏壇仏具 ・ 墓石	東日本	仏壇仏具事業（小売販売） 墓石事業
	西日本	仏壇仏具事業（小売販売） 墓石事業
屋内墓苑		屋内墓苑事業（受託販売）
飲食・食品・雑貨		飲食・食品・雑貨事業（小売販売）
その他		仏壇仏具事業（卸売販売・EC販売（小売）） ピースフルライフサポート事業（相続・遺品整理・ 不動産整理の相談対応等）

2 当社の企業集団等には次の関連会社（持分法非適用）があります。

会社名	事業の内容
(株)はせがわ美術工芸	寺院内陣設計施工、文化財保存修復
泉州恩慈諮詢服務有限公司（中華人民共和国）	貿易等のコンサルタント
(株)オクノトレーディング	石材製品の輸入及び販売
(株)はないし	納骨、墓石材への彫刻・加工業務等

なお、G.V.C. DEVELOPMENT COMPANY LIMITED（ベトナム社会主義共和国）については、破産手続きを開始しており、財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与える意思はないため、同社を関連会社として認識しておりません。

主な事業系統は、概ね次の図のとおりであります。



(注) 持分法非適用関連会社については記載を省略しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所有 割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		取引の内容
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(株)はせがわ 美術工芸	福岡県 直方市	30	寺社関連事業	30.0	-	4	商品の仕入
(株)オクノト レーディング	岡山県 笠岡市	10	墓石事業	30.0	1	1	商品の仕入
(株)はないし	埼玉県 川口市	10	墓石事業	49.0	1	1	納骨・墓石材への 彫刻等の業務委託

(注) 上記は、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
756 (431)	45.0	17.5	5,221

セグメントの名称	区 分	従業員数（名）
仏 壇 仏 具 墓 石	東 日 本	433 (329)
	西 日 本	143 (66)
屋 内 墓 苑		12 (20)
飲食・食品・雑貨		8 (1)
報告セグメント計		596 (416)
そ の 他		30 (3)
全 社（ 共 通 ）		130 (12)
合 計		756 (431)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。なお、2024年3月31日現在において他社から当社への出向者はありません。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員（パートタイマーを含み、アルバイト及び派遣社員を除く。）の年間平均雇用人員であります。
- 4 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、はせがわ労働組合と称し、上部団体としてU A ゼンセン流通部門に加盟しております。なお、当社の労使関係は安定しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度					補足説明
管理職に 占める女性 労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者 の育児休業 取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1、3			
		全労働者	うち 正規雇用 労働者 (注) 4、5	うち 非正規雇用 労働者 (注) 4、6	
5.2	75.0	48.2	66.2	68.5	当事業年度末時点(管理職 総人数58人に対し女性3人) 当事業年度(2023年4月 1日~2024年3月31日)を 対象期間として算出

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき割合を算出したものであります。なお、ここでいう管理職とは「課長級(チームリーダー・エリア長)」及び「課長級より上位の役職(役員を除く)」にある労働者を指しております。
- 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 3 男性労働者一人当たりの賃金に対する女性労働者一人当たりの割合を算出したものであります。
- 4 正社員、準社員及び期間の定めなくフルタイムで勤務する契約社員を正規雇用労働者とし、それ以外の者を非正規雇用労働者として算出したものであります。
- 5 正規雇用労働者における差異の要因は、当社の賃金体系に含まれる勤続年数及び役職位を反映する要素について、それぞれ女性の平均勤続年数が男性の平均勤続年数に比べて短いこと、女性の役職者(管理職・係長職)が男性に比べて少ないことの影響によるものであります。
- 6 非正規雇用労働者における差異の要因は、非正規雇用労働者全体に占める割合の大半が女性かつパートタイマーで構成されることに対し、男性の非正規雇用労働者は、大半が正規雇用労働者の再雇用者(正規雇用時より賃金水準は下がるものの、パートタイマーより上の賃金水準)で構成される影響によるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社は、創業の精神である「信用本位」「感謝報恩」「よろこびのあきない」を基本理念と位置づけております。

この精神を原点に、宗教用具関連事業を通じて、「心の平和と生きる力」を実現することを当社の使命と捉え、そのために必要なサービスや商品のきめ細やかな提供と、様々な価値観の変化を先取りした柔軟な提案を追求してまいります。それとともに、これまで長年取り組んできた「供養」の領域をさらに掘り下げ、さらには領域を周辺に拡張して、お客様の抱えているお悩みやお困りごとを解消する商品・サービスを提供することで、お客様の「心豊かな生活（ピースフルライフ）」を支援する企業を目指してまいります。

(2) 目標とする経営指標

当社は、仏壇仏具・墓石・屋内墓苑の販売を中心とする事業強化により、主にROA、売上高伸張率、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、各指標の向上を目指しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、「仏壇仏具事業」「墓石事業」「屋内墓苑事業」を宗教用具関連事業の中核と位置づけ、各事業が連動して顧客創造を進めることで、相乗効果を図ってまいります。

「仏壇仏具事業」については、さまざまなお客様のニーズにお応えできる当社オリジナルの商品開発に取り組んでまいります。また、当社に来店された多くのお客様は、大切な誰かを亡くされて来店されます。そのお客様の気持ちに寄り添い、お客様の期待に応えられるような「最上のおもてなし」を提供できる人材の育成を継続して実施してまいります。

店舗政策については、より多くのお客様に心豊かな生活を送っていただけるように、顧客接点が見込まれる立地や店舗形態（ショッピングセンターや百貨店など）の検討を行ない、新規出店や移転、統廃合などを推し進めてまいります。

「墓石事業」と「屋内墓苑事業」を含めた遺骨収蔵に関する事業について、特に近年人気のある「樹木葬」は、異業種の参入もあり、競争環境が徐々に悪化していることから、当社においても開発に向けた企画提案と受託販売に関する活動を強化してまいります。また、「合葬墓・海洋葬」など多様なニーズに対応できるような販売体制づくりも並行して行なってまいります。

また、「飲食・食品・雑貨事業」では、上記の宗教用具関連事業とは別の供養にとらわれずに日常の「祈り・願い・感謝」を「食」を通して提案し、新たな顧客接点の増加を目指してまいります。

今後は、なお一層変化するお客様のニーズに対応した商品・サービスの提供とともに、「供養」の枠組みにとらわれず、日常の「祈り・願い・感謝」の提案を拡大し、「手を合わせる機会」を創造してまいります。

当社は、2023年3月期から新たな3ヵ年の中期経営計画が始まりました。中期経営計画では「売り切り型からの脱却」と「手を合わせる機会の創造」をテーマに、ご供養の領域でお客様に安心・安全な商品を提供することに加えて、ご供養以外の領域においても商品・サービスを開発・提供してまいります。具体的には、法事シーンを中心としたギフトの販売や、2023年4月より全店展開したピースフルライフサポート事業における紹介サービスの展開です。当事業年度は一定の成果が上がったものの、試行錯誤しながら進化に向けて様々な実験を行なっている段階であり、現時点においては事業の柱となるような規模には至っておりません。現中期経営計画の最終年度である2025年3月期はこれらの新しい取組みを新たな事業の柱に成長させられるよう、機能及び体制を強化してまいります。さらに当社が提供する商品・サービスの幅を広げながら、当社とお客様の関係性を継続できるような仕組みを並行して検討・実験し、お客様との長期にわたる関係構築を目指してまいります。

2025年3月期は、新しい事業の芽となる活動に注力しつつ、それらの活動と今後の展開に目処をつけるとともに、当社の中長期的な成長に向けた絵姿、そしてそれを実現するための重要課題を特定し、次期中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社が事業を展開する宗教用具関連業界を取り巻く環境は、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化の傾向が継続し、それに伴う単価下落の傾向などが継続しております。当社が対象とするお客様はご家族様を亡くされた方が中心となりますので、当社の市場は、商圏内における死亡者数の推移に連動するものと考えておりますが、お客様のなかには伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養の在り方を求める方や、おひとり様なので、そもそもお仏壇を用意しないという方が一定数いらっしゃる事が想定されます。また、既にご自宅でお祀りされているお仏壇が大きい、もしくは長くお使いの結果傷んでしまったという理由で、小型のお仏壇にお買替えされるお客様が一定数いらっしゃり、このようなお買替えの需要も市場の一部を形成しております。そのため、死亡者数が増加しても市場規模が単純に拡大しないものと認識しており、前述のような価値観を持ったお客様のインサイトの把握とこれまでにない商品・サービスの開発とご提案が課題となっております。

業界全体としては、新型コロナウイルス感染症が流行して以降、お客様の情報収集手段及び購買行動がリアルからデジタルに大きく変化しており、その動きに拍車がかかっております。また、当社のようなお仏壇・お仏具の専門小売店ではないホームセンターや家具メーカーなどの企業が、近年お仏壇の取扱いを増やしており、新たなプレイヤーとして台頭してきております。

このような環境変化のなか、当社は顧客接点の更なる拡大とおお客様の営業店への誘致を目的に、デジタル領域の課題を設定し強化・推進するとともに、紙媒体を含めたお客様への情報発信ややり取り、お客様とのコミュニケーションを一貫性のあるものとして、効果・効率を高めるための機能を統合し、カスタマーコミュニケーション部を2024年4月に新設いたしました。カスタマーコミュニケーション部では、WEBサイトの強化（SEO、デジタルマーケティング、SNS活用など）と、ECモールの強化（モールごとの販売促進策、商品説明を充実させるなどのページ改善）に加え、顧客との関係性を強化していくCRM（注1）や、WEB以外の媒体（チラシ・カタログ・CMなど）を手掛けるプロモーション機能を持ち、お客様の属性や購買プロセスに沿った最適な情報発信とコミュニケーションを図っていくことで、集客を高めてまいります。

事業別の課題としては、仏壇・仏具事業については、最も競争力の高いLIVE-ingコレクションの商品廃によるラインナップの刷新・強化に加え、各価格帯において競争力の高いオリジナル商品の開発・投入によって、競合他社と差別化・対抗していくとともに、富裕層のお客様に提案できる高価格帯の商品揃えも充実させ、お仏壇の単価維持・向上を図ってまいります。また、お客様への「最上のおもてなし」を実践するために、営業部門を中心に社員への販売教育を継続課題として実施してまいります。更に商品及び接客という、当社の強みを活かして既存及び新規商圏での出店を計画的に行ない、シェアの獲得を目指してまいります。

当社の墓石事業及び屋内墓苑事業に重要な影響を及ぼすご遺骨供養に関する動向としては、お客様が要望する遺骨供養の手段の変化が大きな課題となっております。特に近年人気が高まっている樹木葬は、墓石の代わりに樹木を墓標としてご遺骨を地中に埋葬するスタイルですが、通常の墓石と比較して価格がリーズナブルであるため、新しくお墓を検討されるお客様からの要望が増加しております。当社はここ数年「樹木葬」の開発の企画提案を始めとして、商圏内で受託販売可能な樹木葬墓地の確保を重要な課題として取り組んでまいりました。しかしながら、当社とは全く業容が異なる企業も同様の樹木葬墓地の開発に向けた動きを強めており、営業部門を中心にスピード感を持って推進し、より条件の良い立地での樹木葬墓地の確保が必須の課題となっております。屋内墓苑事業については、先述した樹木葬墓地のニーズの高まりにより、一定の需要減の可能性はあるものの、利便性の高い施設は依然としてお客様から高い支持を受けております。ただし、屋内墓苑施設の供給量が、需要を上回っている状況は変わらず、宗教法人による厄除け祈願や、施設の見学バスツアーなど各施設の特色を生かしたイベントを開催するなど、差別化が課題となっております。

飲食業界においては、物価高騰による食材及び商品仕入価格の上昇、水道光熱費、物流費の増加などで、厳しい状況が継続していると認識しており、当社が運営している「田ノ実」についても、収益性の改善が求められることから、これらの影響を最小化することが引き続きの課題となります。当然、コスト削減と並行して売上高を増加するための施策を検討・実施していく必要があるため、飲食及び食物販においてMDの強化を引き続き行なってまいります。また、2022年10月より全店での販売を開始した田ノ実のギフトについては、当初法事シーンが中心ではあったものの、商品の拡充やシーンの拡大によってさらなる売上拡大を目指してまいります。

新たな事業の確立を目指し、活動をスタートしているピースフルライフサポート事業については、営業店を中心とした各事業所において、ご供養以外の周辺領域でのお困りごとをヒアリングし、2023年4月より全店にて相談対応やサービスを提供しております。具体的には、相続に関することや、遺品整理、不動産整理などの手続きです。現時点では、提携企業にお客様を取り次ぐ形でサービスを提供しておりますが、お客様のニーズをより広く、深く把握していくことで、当社として独自に提供できる商品・サービスを検討し、中期経営計画のテーマに掲げている「売り切り型からの脱却」につながるような商品・サービスのラインナップの充実化を図ってまいります。

全社的な課題としては、サステナビリティとDX（注2）に関する課題、さらに組織運営上の課題が対処すべき課題であると認識しております。サステナビリティについては、2023年3月24日に公表したサステナビリティ基本方針に基づき、4つの重要課題を特定し、新たに設置したサステナビリティ委員会にて具体的な取組み内容を決定し、担当部署を中心に課題を推進してまいりました。当社の事業の成長に資する取組みが現状十分に行なえていないため、引き続き経営陣を中心に課題の精査を行ない、中期経営計画の課題と連動させていくことが重要であると

認識しております。DXに関しては、人材の確保が困難になるなか、生産性を高めるためにデジタルツールの活用による業務効率の向上が課題となると考えております。それによって生み出された人員は、イノベーションを生み出す企画創造のための人材として活用していく必要があると認識しております。また、当社顧客から獲得したデータを統合し、それらの分析から新たな洞察を獲得し、新規商品・サービスの開発や顧客接点の最適化などに活用していくことも重要な課題であると認識しております。組織運営上の課題としては、多様な価値観やライフステージに合わせた働き方やキャリア形成、人材育成が実現できる新しい人材マネジメント体系の構築や、新しいチャレンジが自律的・積極的に行なわれるような組織風土の醸成などが課題であると考え、そのような活動を支援してまいります。このような制度面の充実とともに、より良い企業風土を作っていくことで、優秀な人材の確保につながると考えております。

(注1) CRM...「Customer Relationship Management」の略で、顧客それぞれの購入や商談の履歴、趣味や嗜好、家族構成などの情報を一括して管理し、企業の営業戦略に活用する経営手法のこと

(注2) DX...「Digital Transformation」の略で、情報技術を有効かつ継続的に活用することで、企業の業務の在り方から組織・文化・風土までを変革し、それによって企業が新たな価値を創出し、社会や人々の生活を向上させるという考え方、またはそうした取り組みのこと

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) サステナビリティ基本方針

私たちは、創業の精神に基づく持続的な企業活動を通じて、お客様、社員、社会、自然をはじめとしたあらゆるご縁への感謝の想いを体現し、歴史ある日本文化を伝承することで、ともに調和し、輝きあい、喜びあえる世界を実現してまいります。

(2) 重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）

当社は、各部門から提出されたサステナビリティに係る取組課題について、サステナビリティ基本方針との親和性、社会問題解決への貢献度、当社利益へのインパクト、取組の継続性といった基準で検証し、重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）として4つの重要課題と8つのテーマを選定しております。

重要課題	テーマ
心豊かな生活を支援するためのサービスや商品の提供と創出	市場シェアの拡大
	新市場の創造
	デジタル領域の強化
自然に配慮した企業活動	原材料に配慮した商品開発
	省エネ・省資源の取組み
日本文化の伝承	日本の精神文化の承継
	日本の伝統文化・技術の継承
多様な人材が活躍できる職場づくり	人的資本・多様性に関する取組み

(3) ガバナンス

当社のガバナンス体制につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 イ 会社の機関・内部統制の関係」に記載のとおりであります。

また、当社は、サステナビリティに係る取組を次のとおり実行します。

各部門は、サステナビリティに係る取組状況を3ヵ月に1回の頻度でサステナビリティ委員会に報告します。

サステナビリティ委員会は、各部門のサステナビリティに係る取組状況をモニタリングし、必要に応じて各部門に指示を出します。

サステナビリティ委員会は、全社のサステナビリティに係る取組状況を半年に1回の頻度で取締役会に報告します。

取締役会は、全社のサステナビリティの取組状況を監督し、必要に応じてサステナビリティ委員会に是正を勧告します。

(4) 戦略

当社は、上記の重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）に関する具体的な施策や担当部門についてサステナビリティ委員会で協議・決定し、取組みを推進しております。

また、当社における人材の多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備方針は次のとおりであります。

人材育成方針

当社は、会社を「人間形成の場」と考えています。

従業員一人ひとりが、当社におけるあらゆるご縁を通じて専門的な教養やスキルを身につけながら「個の力」を高めること、自主性・自律性を発揮し「自己」を確立すること、これらのプロセスにおいて、創業以来脈々と育まれ引き継がれてきた「敬い・感謝・礼儀を重んじる”和”の企業文化」に包まれながら様々な経験を積み重ねることで、日本の心に根差した奥深い精神性を養うことが当社の人材育成の本質です。このような人材育成の本質を根幹に据え、従業員と会社が協調し互いに役割を果たしながら人材育成を推進してまいります。

社内環境整備方針

当社では、従業員一人ひとりが「個の力」を発揮していくために「健康」が欠かせない要素と考えております。適切な労働環境の提供、健康管理の支援、メンタルヘルス対策の実施などを通じて従業員一人ひとりの心身の健康保持増進に努めてまいります。

一方で、当社では、「個の力」を「組織の力」に昇華させていくために「多様性」が欠かせない要素と考えております。従業員が自主的・自律的に「多様なキャリア」・「多様な勤務体系」・「多様な勤務場所」を選択できるインフラ・仕組みや、多様性が交わる機会（組織横断や他社共同のプロジェクトやワークショップ）などを従業員に提供し、表層的（年齢・性別など）・深層的（価値観・経験など）の両面から多様な属性を持つ従業員が働きやすく活躍できる環境を整備してまいります。

そして、これらの社内環境整備の実施を背景として、多様な属性を持つ従業員の雇用と活用を進めてまいります。

(5) リスク管理

投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。サステナビリティ関連のリスク及び機会について、その影響度や発生頻度の検証等は十分ではありませんので、今後サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別評価し、管理するための体制の構築を引き続き検討してまいります。

(6) 指標及び目標

上記「(4) 戦略」に記載のとおり、当社は、重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）に関する具体的な施策や担当部門についてサステナビリティ委員会で協議・決定し、併せて創業100周年を迎える2029年までの目標及び年度ごとの目標についても協議・決定しております。

また、当社では、上記「(4) 戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材育成方針及び社内環境整備方針に基づき、次のような取組、指標、目標を掲げております。なお、当事業年度の実績は次のとおりであります。

人材育成方針に基づく取組、指標、目標、実績

当社では、専門的な知識・教養を身につけることが従業員の「個の力」を高めるものと考えております。

イ．専門的な知識を身につける当社独自の社内資格プログラムの実施

内容：階層ごとの対象者に対する社内資格（ベーシック資格・販売資格）の講座及び試験の実施

指標：社内資格の取得率

目標：ベーシック資格 取得率100%、販売資格 取得率90%

実績：ベーシック資格 取得率98.5%、販売資格 取得率91.7%

（注）「累計取得者人数 ÷ 受験資格を有する累計対象者人数 × 100」で算出しております。

ロ．専門的な教養を身につける当社独自の理念教育の実施

内容：「経営理念（創業の精神）」への理解を深め実践につなげる社内研修・プログラムの実施

指標：社内研修・プログラムの実施回数

目標：-（毎事業年度、選抜基準を設定し、その規模により実施回数を設定）

実績：当事業年度は受講対象者が僅少であったため開催を見送り、翌事業年度の開催内容についての検討を実施。

（注）現在は課長職以上の選抜者を対象としており、当事業年度までの累計受講者人数は41人となっております。また、翌事業年度の対象者は5～10名を予定しております。

社内環境整備方針に基づく取り組み、指標、目標、実績

イ．「健康」の維持増進に向けた取組みの一環としての休暇取得の推進

指標：年間有給休暇取得率

目標：年間有給休暇取得率 70.0%

実績：年間有給休暇取得率 63.6%

（注）1 「全雇用者の有給取得日数計 ÷ 全雇用者の有給付与日数計 × 100」で算出しております。

2 有給取得日数には、前事業年度有給休暇の繰越分を取得した分も含めております。

3 付与日数には、前事業年度繰越分は含めておりません。

ロ．「多様性」の確保に向けた取組みの一環としての女性の活躍の場の拡大

指標：係長職（店長・所長）に占める女性従業員の比率

目標：2025年3月31日までに30%

実績：18.7%（当事業年度末時点）

（注）「係長職に占める女性の人数 ÷ 係長職総人数 × 100」で算出しております。

なお、上記指標・目標とは別に、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、「第1 企業の概況 5 従業員の状況 (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項につきましては、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) お客様の供養に対する価値観の変化について

お客様の生活様式や価値観の変化に伴って、従来の概念に捉われない供養へのニーズが高まっております。この大きな変化の一部として、既存販売商品における小型化・低価格化は一段と進行しており、また、屋内墓苑や樹木葬・合葬墓・海洋葬等の新しい商品・サービスへのニーズの高まりもみられます。

当社は、取扱い商品・サービスの見直しや拡充及び新業態への取組み等の対応を図っておりますが、このようなお客様の意識の変化が、当社の今後の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 自然災害・事故・感染症等の発生について

当社の主要な営業拠点及び商品流通拠点は、首都圏を中心とした関東地域に集中しているため、大規模な地震、台風といった自然災害、事故、感染症等により流通経路や店舗設備が被害を受けた場合には、商品の調達や販売に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の品質基準に適合する商品を製造する工場を育成するにはある程度の年月を要するため、これらの工場が自然災害・事故・感染症等により短期間で甚大な被害を受けた場合には、価格・品質競争力のある商品の充分量の調達が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 海外における社会情勢の変化について

当社が販売する商品の大半は、中国等アジア各国からの輸入によるものであります。

また、仏壇に使用する木材や、墓石に使用する石材等の原材料等は、海外協力工場に集約され、商品の生産が行われております。

このため、海外の政治情勢や経済環境等の変化により、原材料価格及び輸送費等の急激な高騰や著しい円安の影響、あるいは一部の部材についての供給の滞り、代替材の調達先が確保できない、商品の製作・出荷ができない場合には、商品の利益率の悪化や機会損失の発生により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 優良な霊園・墓所の確保について

墓石売上確保のためには霊園・墓所を確保することが重要となりますが、お客様の要望は、より生活圏に近く立地の良い霊園を求める傾向が強くなっております。

しかしながら、地方自治体の霊園開発規制強化や開発業者と近隣住民とのトラブル等により、宗教法人による霊園の新規開発は従来に比べて困難な状況となっております。将来に向けて、優良な霊園や墓所が充分確保できない場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 建墓権取得に係る営業保証金の評価について

優良な霊園・墓所の確保のために、当社は主に霊園開発計画の段階で、霊園の経営主体（宗教法人等）に建墓権（墓石を販売する権利）取得のための営業保証金を差入れております。営業保証金は、当社と宗教法人等との「墓地販売業務提携契約」に基づく、建墓権取得を目的としての墓地永代使用権販売受託業務のために差入れた金銭の返還請求債権で、墓石の販売権が付随した複合的な性格を持っている債権であります。差入れた営業保証金は、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるものであります。

建墓権取得にあたっては、開発計画の頓挫や開園後の販売不振等の事業リスクの回避を充分検討したうえで営業保証金の差入れを行っておりますが、霊園の経営は地方自治体の経営主体に対する許可制であることから、開園の不許可や許可の取消しが生じるなど、当初の想定外の事態が発生する可能性があります。また、開園済みの霊園に対する営業保証金については、顧客の動向や霊園ごとの環境変化により回収までに長期を要する可能性があります。その結果、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合には、貸倒引当金を計上するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 屋内墓苑受託販売物件の販売保証について

屋内墓苑の受託販売では宗教法人と販売業務委託契約を締結する際、納骨堂経営の安定化を目的として、販売保証を行なっております。

販売保証とは、当社が宗教法人に対して一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を保証する契約であり、受託販売金額が計算期間内の販売保証金額に満たない場合には、不足額を保証金として宗教法人へ預託することとなります。なお、預託した保証金は、受託販売金額が販売保証金額を上回った場合等、将来的には宗教法人から当社へ返還されるものであります。ただし、当社が預託している販売保証金については、顧客の動向や施設ごとの販売状況により回収までに長期を要する可能性があります。その結果、販売保証金の一部の回収が困難と判断される場合には貸倒引当金を計上するなど、業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

なお、販売保証の状況につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載のとおりであります。

(7) 減損会計について

当社は、店舗、本社において設備等を保有しており、減損会計を適用しております。店舗の収益性が悪化した場合や保有資産の市場価格等が著しく下落した場合は、減損損失を計上する可能性があります。その場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 店舗設備投資について

当社は134店舗の直営小売店舗を展開しております。そのため、経営効率の改善のための店舗移転や老朽化・陳腐化した店舗の改装投資等の店舗戦略により、固定資産の除却損等の損失が発生する可能性があります。

(9) 店舗賃借と差入保証金について

当社が展開する店舗の大部分が賃借物件であります。賃借期間は賃貸人との合意により更新いたしますが、賃貸人側の事由により賃借契約を解約される可能性があります。

また、賃貸人に対して保証金を差入れておりますが、倒産その他の賃貸人に生じた事由により一部回収不能になる可能性があります。

(10) 売上高の季節的変動について

当社の売上高は季節性が高く、お盆と秋のお彼岸を迎える第2四半期(7月から9月まで)と、春のお彼岸を迎える第4四半期(1月から3月まで)の売上高が他の四半期に比べて高くなる傾向があります。

(11) 店舗の衛生管理について

食品衛生とは安全・安心な商品をお客様に提供することであり、店舗では食材の取扱い及び衛生管理を実施するとともに、清潔な店作り注力しております。しかしながら、万一、食中毒等の重大な衛生上の問題が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 顧客情報の漏洩について

当社では多くの顧客情報・個人情報を取り扱っております。顧客情報・個人情報の取扱いについての諸規程を整備するとともに、情報システムのセキュリティ体制を構築し、それらを全社に周知することにより、顧客情報・個人情報の漏洩を防ぐ対策を講じておりますが、不測の事態等により顧客情報・個人情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の低下や損害賠償請求の発生等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が、5月8日には指定感染症5類へ移行されたことで、国内における行動制限や海外からの入国制限が緩和され、人流の回復や消費活動の正常化が進行し、緩やかな景気回復が期待される環境になりつつあります。一方で、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などがあるほか、物価高騰や円安は続いており、経済の先行きは依然として不透明な状況が続いております。しかしながら、個人消費は持ち直しの動きがみられ、先行きについては雇用・所得環境が改善する下で回復することが期待されております。

宗教用具関連業界においては、お客様の生活様式や価値観の多様化によって購入商品の小型化・簡素化が進み、それに伴う単価下落の傾向が継続しております。また、お仏壇や墓石といった伝統的な形式を必要としない供養の在り方を求める声もあり、お客様の多様なニーズへの対応が求められております。そして近年はEコマース市場の拡大や、ポータルサイトの利活用など、お客様の購買行動や情報収集のデジタル化が進んでいることから、販売手法の見直しが求められております。

当社はこのような情勢のなか、仏壇仏具事業に関しては、お客様の変化に対応するために新商品の開発と商品の投入を実施してまいりました。墓石事業に関しては、屋内墓苑事業を含むご遺骨供養に対する多様なニーズに対応できることを目的に活動してまいりました。

イ 財政状態

当事業年度末における資産合計は、販売保証契約に基づく預託により販売保証金が3億56百万円、主に年金資産の増加により前払年金費用が3億14百万円、時価が上昇したことにより投資有価証券が2億33百万円、ソフトウェア開発等によりソフトウェアが1億72百万円及び既存店舗設備の更新等により什器備品が90百万円それぞれ増加並びに営業保証金の譲渡等により貸倒引当金が1億53百万円減少したものの、現金及び預金が8億87百万円、墓石販売に伴う営業保証金の回収等により営業保証金が2億70百万円、商品が2億11百万円及び繰延税金資産が1億77百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比べて1億51百万円減少し、180億66百万円となりました。

当事業年度末における負債合計は、長期借入金（1年内返済予定を含む）が4億68百万円、未払法人税等が3億12百万円及び買掛金が2億82百万円それぞれ減少したことなどにより、前事業年度末に比べて11億10百万円減少し、61億62百万円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、主に当期純利益10億59百万円を計上し利益剰余金が7億85百万円増加したこと及び投資有価証券の時価が上昇したことによりその他有価証券評価差額金が1億70百万円増加したことなどにより、前事業年度末に比べて9億58百万円増加し、119億3百万円となりました。

当社は、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、財務体質の強化に取り組んでおります。

当事業年度末においては、借入の返済により長期借入金（1年内返済予定を含む）が減少したこと及び利益剰余金が増加したことなどにより、自己資本比率は65.9%（前事業年度末は60.1%）となりました。

ロ 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高は213億円（前期比1.4%減）となりました。

営業利益は16億12百万円（前期比8.8%減）、経常利益は16億38百万円（前期比7.6%減）、当期純利益は10億59百万円（前期比8.2%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

当社は、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」及び「飲食・食品・雑貨」を報告セグメントとしております。
<仏壇仏具・墓石>

仏壇仏具については、東日本地区と西日本地区ともに、販売単価が向上したものの、販売基数が減少した結果、売上高は、150億80百万円（前期比2.1%減）となりました。当事業年度は、お客様の購買行動のデジタル化が浸透していることから、積極的なリスティング広告（注1）への費用投下や、カスタマーサイト内のご供養記事などコンテンツ強化を行ないSEO（注2）対策を実施いたしました。また、MA（注3）ツールを活用したメールフォローなど効率的な販売促進活動を継続することで、リピーターの獲得に繋げることができました。営業施策として、お客様のご心情に寄り添った最大限のおもてなしを実行し、そのうえでより良い商品をおすすめする付加価値販売を実践しております。主力商品として、主に国内家具メーカーと共同開発したLIVE-ingコレクションシリーズや、世界的に有名な建築家隈研吾氏がデザインした『薄院』の販売を強化しております。

(注1) リスティング広告...インターネットにおいて、ユーザーの検索結果に適合した広告を表示するサービス

(注2) S E O...「Search Engine Optimization」の略で、インターネット上の検索エンジンで特定のキーワードを検索した結果リストにおいて、その上位に表示されるようにウェブサイトの構成や内容を調整すること、また、その手法

(注3) M A...「Marketing Automation」の略で、顧客の動向や趣向をリアルタイムに把握して適切な商品情報を提供したり、購入見込みの高い顧客の選別などを自動的にこなすこと

墓石については、仏壇同様に東日本地区・西日本地区ともに、販売基数が減少したことにより、売上高は、44億60百万円（前期比3.3%減）となりました。当事業年度は、主に自社企画の樹木葬開発に注力し、商圏内の霊園・寺院に対し、積極的に樹木葬の企画・提案をし、東日本地区で3件（千葉市稲毛区、岐阜県可児市、愛知県刈谷市）、西日本地区で3件（北九州市門司区、佐賀市、福岡県田川郡）の新規樹木葬の受託販売を開始しております。

<屋内墓苑>

屋内墓苑については、リスティング広告などデジタルを活用した販売促進活動を積極的に行ないましたが、結果として売上高は、5億62百万円（前期比1.4%減）となりました。今後も墓石販売とともに、ご遺骨供養において利便性や機能性を求められるお客様のニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

<飲食・食品・雑貨>

飲食・食品・雑貨については、法事シーンを中心とした食のギフトの販売が順調に推移した結果、売上高は、2億36百万円（前期比112.7%増）となりました。

<その他>

その他については、売上高は、9億61百万円（前期比5.9%増）となりました。主に仏壇仏具のEC販売が順調に推移しました。

なお、当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

（報告セグメント別売上高の構成比及び前期比増減）

報告セグメント 等の名称	区 分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		前期比増減		
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	増減率 (%)	
		報告セグメント	東日本	仏壇仏具	12,275	56.8	12,028	56.5
墓 石	3,833			17.7	3,700	17.3	133	3.5
計	16,108			74.5	15,728	73.8	380	2.4
西日本	仏壇仏具		3,128	14.5	3,051	14.3	76	2.4
	墓 石		781	3.6	759	3.6	21	2.7
	計		3,909	18.1	3,811	17.9	97	2.5
計	仏壇仏具		15,403	71.3	15,080	70.8	323	2.1
	墓 石		4,614	21.3	4,460	20.9	154	3.3
	計		20,018	92.6	19,540	91.7	477	2.4
屋内墓苑			570	2.7	562	2.7	7	1.4
飲食・食品・雑貨		111	0.5	236	1.1	125	112.7	
そ の 他		908	4.2	961	4.5	53	5.9	
合 計		21,608	100.0	21,300	100.0	307	1.4	

キャッシュ・フローの状況

当事業年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ8億87百万円減少し、19億91百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は6億40百万円（前事業年度は10億36百万円の資金の獲得）となりました。

これは主に、貸倒引当金の減少額1億53百万円、仕入債務の減少額2億82百万円、その他の減少額2億48百万円及び法人税等の支払額6億84百万円などの減少要因があったものの、税引前当期純利益15億93百万円に加え、減価償却費2億24百万円及び棚卸資産の減少額2億11百万円などの増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は7億16百万円（前事業年度は3億13百万円の資金の使用）となりました。

これは主に、墓石販売等に伴う営業保証金の回収の純額91百万円（回収6億82百万円 - 支出5億90百万円）などの増加要因があったものの、有形固定資産の取得による支出1億66百万円、無形固定資産の取得による支出1億69百万円及び販売保証金の支出4億84百万円などの減少要因があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は8億11百万円（前事業年度は15億98百万円の資金の使用）となりました。

これは主に、長期借入れによる収入9億円の増加要因があったものの、長期借入金の返済による支出13億68百万円及び配当金の支払額2億73百万円などの減少要因があったためであります。

生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

生産実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ロ 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

事業の名称	金額（百万円）	前期比（％）
宗教用具関連事業	7,568	90.4
飲食・食品・雑貨事業	229	221.2
合計	7,797	92.0

（注）金額は、仕入価格によっております。

ハ 受注実績

受注実績については、当社の業務形態上、重要性が乏しいため記載を省略しております。

ニ 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
仏壇仏具・墓石	19,540	97.6
屋内墓苑	562	98.6
飲食・食品・雑貨	236	212.7
報告セグメント計	20,339	98.3
その他	961	105.9
合計	21,300	98.6

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ 経営成績等

a 財政状態

当事業年度末の財政状態につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 イ 財政状態」に記載のとおりであります。

b 経営成績

売上高については、特に既存事業において3年ぶりに新規出店を再開し、成長に向けた動きを取ることができたものの、既存店での売上を減少させてしまった影響が大きく、結果として減収となってしまいました。当社の事業は死亡者数の推移が業績に一定の影響を与えていることが回帰分析の結果から明らかになっており、当期は当社商圏における死亡者数がほぼ横ばいで推移したことから、各事業の業績で苦戦した原因の一つであると考えております。

事業別に見ていくと、仏壇仏具事業については、当社にご来店くださるお客様の総数が減少したことが業績に影響を及ぼしました。ここ数年はより多くのお客様に当社を認知・想起いただくために、スマートフォンをはじめとしたWEB上で情報収集するお客様に向けて、WEB広告を中心に販促活動を強化してまいりました。WEB広告ではリスティング広告以外にもディスプレイ広告やLINE広告など多様な方法で、顧客接点の増加に努めてまいりましたが、他社も同様にWEB広告に注力している状況があり、思うように営業店にお客様を誘致できなかった経緯がございます。ただし、今後お客様はWEBを起点とした購買行動を取ることは明らかであるため、結果を分析したうえで、新設したカスタマーコミュニケーション部を中心に、必要に応じて新聞折込チラシや「しあわせ少女 ゆうかちゃん」を起用したTVCMを併用しながら、最大の効果を発揮できるように取り組んでまいります。

墓石事業及び屋内墓苑事業については、お客様がご遺骨を供養する手段として、それぞれ需要を分け合っているものと考えております。直近においては樹木葬墓地を要望されるお客様が増加し続けており、それらの対応で樹木葬墓地の受託販売を進めております。これらの結果、遺骨供養全体の受注数は伸びておりますが、販売構成比が変化し、樹木葬墓地の占める割合も大きくなっております。また、競合他社の動きも活発になっているため、早急に当社で販売できる樹木葬墓地を確保することが喫緊の課題となっております。遺骨供養の方法については、多様化の傾向が継続するものと考えておりますが、人々の宗教的慣習からくる埋葬に対するイメージは、従来と大きく変わらないため、新しい形態についても伝統的な様式と新しい価値観やデザイン、そして合理性を融合させた形で提供していく必要があると考えており、開発・販売の際には留意してまいります。

利益面については、継続する円安や物価高騰、物流コストの上昇などにより、売上総利益を押し下げることが考えられます。定期的に価格改定は行なっているものの、値上げが原価を全て吸収する状況には至っていないのが現状です。これは商品価格の値上げがお客様の購買行動に与える影響が大きいと考えており、価格改定の品目及び改定の価格幅も一定程度で抑える必要があると認識しているためです。今後はお客様にとってより価値の高い、かつ同時に売上総利益を確保できる商品の開発に注力してまいります。

また、販管費については、中長期的に見て、全体的にコストが上昇しており、収益力が弱くなっていると認識しております。特に人件費が増加している状況であり、労働分配率が40%を超えるような高い水準で人件費が推移しております。優秀な人材の確保のため、また、社会情勢から賃上げが必須の状況であるため、一定水準の定期昇給やベースアップは必要であるとの認識を持っているものの、生産性向上に向けた取組みが十分実施できていないことが現状の課題であると考えており、今後は営業店の業務の効率化や本社・本部の業務の在り方などを見直し、生産性を上げることで収益の確保を図ってまいります。

このように、各事業において施策を推進した結果、売上高は213億円（前期比1.4%減）となりました。また、営業利益は16億12百万円（前期比8.8%減）、経常利益は16億38百万円（前期比7.6%減）、当期純利益は10億59百万円（前期比8.2%減）となりました。

ロ 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、お客様の生活様式や供養の価値観の変化によって祭祀の簡素化が進み、それによって販売数量の減少や、販売単価の低下を招く可能性があることです。近年は、お仏壇のご準備を省略し、お位牌の代用として写真立てや分骨壺を飾るなど、伝統的な形式に縛られずに、より自分らしい供養を求めるお客様が一定数いらっしゃいます。また、お仏壇のトレンドとしては、当社のお仏壇販売において、新型仏壇の構成比が全体の8割を占めるように、よりシンプルかつ機能的でコストパフォーマンスの高い商品が求められています。このようなお客様のニーズに対応し、他社との差別化が図れる商品開発を行なう一方で、伝統的な形式で厳かに供養をしたいといったお客様のご要望にも柔軟に対応できるよう、定期的に商品ラインナップの見直しや、社員の販売教育などを行なってまいります。

ハ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、仏壇仏具・墓石・屋内墓苑の販売を中心とする事業強化により、主にROA、売上高伸張率、自己資本比率を主要な経営指標の目標とし、各指標の向上を目指しております。

各指標の進捗状況は次のとおりであります。

回 次	第56期	第57期	第58期
決 算 年 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月
ROA (%)	3.9	6.3	5.8
売上高伸張率 (%)	110.8	109.6	98.6
自己資本比率 (%)	53.8	60.1	65.9

ニ セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

仏壇仏具については、西日本地区については、販売単価が向上したものの、販売基数が減少した結果、売上高は30億51百万円（前期比2.4%減）となりました。東日本地区についても同様に、販売単価が向上したものの、販売基数が減少した結果、売上高は120億28百万円（前期比2.0%減）となりました。その結果、仏壇仏具事業の売上高は150億80百万円（前期比2.1%減）となりました。

墓石については、樹木葬の販売が堅調に推移したものの、墓石の販売基数が減少した結果、売上高は44億60百万円（前期比3.3%減）となりました。

当事業年度は、お客様の購買行動のデジタル化が浸透していることから、積極的なリスティング広告への費用投下や、カスタマーサイト内のご供養記事などのコンテンツ強化を行ないSEO対策を実施いたしました。また、MAツールを活用したメールフォローなど効率的な販売促進活動を継続することで、リピーターの獲得に繋げることができました。営業施策として、お客様のご心情に寄り添った最大限のおもてなしを実行し、そのうえでより良い商品をおすすめする付加価値販売を実践しております。主力商品として、主に国内家具メーカーと共同開発したL I V E - i n g コレクションシリーズや、世界的に有名な建築家 隈研吾氏がデザインした『薄院』の販売を強化しております。

墓石については、主に自社企画の樹木葬開発に注力し、商圏内の霊園・寺院に対し、積極的に樹木葬の企画・提案をし、東日本地区で3件（千葉市稲毛区、岐阜県可児市、愛知県刈谷市）、西日本地区で3件（北九州市門司区、佐賀市、福岡県田川郡）の新規樹木葬の受託販売を開始しております。

これらの結果、仏壇仏具及び墓石を合わせた全体での売上高は195億40百万円（前期比2.4%減）、セグメント利益は17億49百万円（前期比9.5%減）となりました。

仏壇仏具・墓石におけるセグメント資産は、東日本地区において78億21百万円（前期比1.5%減）となり、西日本地区においては20億28百万円（前期比1.1%増）となりました。

屋内墓苑については、リスティング広告などデジタルを活用した販売促進活動を積極的に行ないましたが、結果として、売上高は5億62百万円（前期比1.4%減）となりました。年金資産に係る運用益の影響で、他のセグメントと同様に間接費用が減少したことにより、セグメント利益は2億2百万円（前期比15.4%増）となりました。屋内墓苑におけるセグメント資産は36億46百万円（前期比12.4%増）となりました。

飲食・食品・雑貨については、法事シーンを中心とした食のギフトの販売が順調に推移した結果、売上高は2億36百万円（前期比112.7%増）、セグメント損失は28百万円（前期はセグメント損失68百万円）、セグメント資産は17百万円（前期比1.3%増）となりました。

その他については、売上高は9億61百万円（前期比5.9%増）、セグメント損失は80百万円（前期はセグメント損失39百万円）、セグメント資産は1億34百万円（前期比29.7%減）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

イ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

ロ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a 資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金の支払資金のほか、人件費及び販売促進費等の販売費及び一般管理費であります。

投資を目的とした資金需要のうち主なものは、新規出店、店舗移転、既存店舗の改装等に係る設備投資や、墓石販売に伴う建墓権取得のための営業保証金の差入れ及び屋内墓苑販売業務委託契約に伴う販売保証金の預託等によるものであります。

b 財政政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または銀行借入により資金調達することとしております。

このうち、借入による資金調達に関しましては、運転資金につきましては短期借入金により調達することとしており、設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金につきましては長期借入金（原則として5年以内）により調達することとしております。

また、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約（当座貸越極度額合計30億円）を締結しております。

なお、当事業年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債残高は23億65百万円、有利子負債依存度は13.1%となっております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたりましては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行なわれている部分があり、過去の実績や現在の状況等を勘案し、合理的と考えられる見積り及び判断を行なっております。

財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、見積り特有の不確実性により、翌事業年度の財政状態及び経営成績に重要な影響が及ぶ可能性があるものとして、営業保証金の評価、販売保証金の評価及び店舗固定資産の減損について「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

その他の会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(棚卸資産の評価)

当社の棚卸資産の評価につきましては、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価損を計上しております。今後、市場状況の悪化により収益性の低下の事実を新たに反映する必要が生じた場合、棚卸資産の評価損を計上する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性の評価)

繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、将来の課税所得を合理的に見積もっております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来において当社を取り巻く環境に大きな変化があった場合など、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動し、繰延税金資産の取崩又は追加計上の可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、墓石の販売にあたって霊園の経営主体（宗教法人等）と墓地販売業務提携契約を締結しており、建墓権（墓石を販売する権利）取得のための営業保証金を差入れております。

営業保証金の概要につきましては、「3 事業等のリスク (5) 建墓権取得に係る営業保証金の評価について」に記載のとおりであります。

営業保証金を差入れております111法人のうち、主要な5法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 清龍院	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 万年寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 大友石材工業	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
株式会社 亜室	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで
宗教法人 大法寺	墓地販売業務提携	建墓権に基づく建墓工事が完了するまで

(2) 当社は、屋内墓苑の受託販売にあたって宗教法人と販売業務委託契約を締結しており、販売保証を行っております。

販売保証の概要につきましては、「3 事業等のリスク (6) 屋内墓苑受託販売物件の販売保証について」に記載のとおりであります。

屋内墓苑の販売業務委託契約に基づく販売保証を行なっている5法人の契約の概要は、以下のとおりであります。

相手先	契約内容	契約期限
宗教法人 勝楽寺	販売業務委託	2024年6月30日まで (注) 1、2
宗教法人 源覚寺	販売業務委託	2023年12月31日まで (注) 3
宗教法人 一行院	販売業務委託	2025年7月31日まで (注) 1
宗教法人 仙行寺	販売業務委託	2025年7月31日まで (注) 1
宗教法人 千光寺	販売業務委託	2026年12月31日まで (注) 1

(注) 1 契約期限までに本契約に基づく総区画数の販売を終了した時は当該販売終了まで、また、契約期限を経過した後も本契約に基づく総区画数の販売が終了していない時は協議のうえ延長するものとしております。ただし、契約期限を経過した後も預託した販売保証金の残高が残っている場合は全額が返還されるまで延長するものとしております。

2 宗教法人勝楽寺の販売業務委託契約は契約期限が到来した時点で、預託した販売保証金の残額が残っている場合は、契約期間を延長し、販売を継続する予定であります。契約期間の延長が決定した際には、当社と宗教法人勝楽寺は新たに販売業務委託延長の覚書を締結する予定であります。

3 宗教法人源覚寺の販売業務委託契約は契約期限が到来しておりますが、預託した販売保証金の残額が残っているため、販売を継続しております。なお、当社と宗教法人源覚寺は新たに販売業務委託延長の覚書を締結する予定であります。

4 前事業年度の有価証券報告書に記載した宗教法人伝燈院の販売業務委託契約は、2023年3月31日をもって販売業務委託契約に基づく販売保証を終了しております。ただし、預託した販売保証金の残額が残っているため、販売を継続しております。また、当社と宗教法人伝燈院は新たに販売に関する覚書を締結しており、預託した販売保証金を回収した後も、全区画完売するまで販売を継続することとしております。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は443百万円であります。
その主なものは、既存店舗設備の更新及びソフトウェア開発等によるものであります。
なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数(名) 外[臨時雇用者]	
			建物、造作 及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計		
東京都	仏壇仏具 ・ 墓石 (東日本)	店舗設備	上高井戸店ほか24店舗 (杉並区ほか)	76	36 (54)	29	142	74 [71]
神奈川県			戸塚店ほか26店舗 (横浜市戸塚区ほか)	84	-	25	109	73 [86]
千葉県			木更津店ほか17店舗 (木更津市ほか)	93	-	25	119	50 [59]
埼玉県			川口芝店ほか15店舗 (川口市ほか)	67	-	10	78	44 [52]
茨城県			荒川沖店ほか4店舗 (土浦市ほか)	15	-	2	18	12 [12]
栃木県			小山店ほか1店舗 (小山市ほか)	14	-	3	17	5 [6]
群馬県			前橋店 (前橋市)	0	-	0	1	4 [1]
山梨県			甲府店 (甲府市)	1	-	0	1	4 [2]
愛知県			春日井店ほか8店舗 (春日井市ほか)	4	-	11	15	19 [29]
岐阜県			ラスバ御嵩店ほか1店舗 (可児郡御嵩町)	6	-	2	8	4 [6]
三重県			イオンタウン 四日市泊店 (四日市市)	0	-	0	0	3 [2]
静岡県			イオンモール 浜松志都呂店 (浜松市中央区)	10	-	6	16	2 [1]
福岡県			仏壇仏具 ・ 墓石 (西日本)	店舗設備	福岡本店ほか16店舗 (福岡市博多区ほか)	223	295 (1,625)	60
大分県	南大分店ほか2店舗 (大分市ほか)	0			-	1	1	7 [8]
佐賀県	佐賀店ほか1店舗 (佐賀市ほか)	2			-	1	3	9 [6]
山口県	新下関店ほか2店舗 (下関市ほか)	1			-	1	3	8 [4]
東京都	飲食・ 食品・ 雑貨		田ノ実自由が丘店 (目黒区)	0	-	0	0	- [-]
計(134店舗)			603	331 (1,680)	183	1,117	386 [390]	

- (注) 1 帳簿価額「その他」は、機械装置、什器備品、リース資産であります。
2 現在休止中の主要な設備はありません。
3 臨時雇用者は、パートタイマーを含み、アルバイト及び派遣社員を除いております。
4 田ノ実自由が丘店の本部機能は、事業開発部の従業員により管理運営しております。
5 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料 (百万円)	リース契約 残高(百万円)
本社ほか (福岡市博多区ほか)	宗教用具関連事業	コンピュータ 及び周辺機器	一式	5年間~ 6年間	4	0
		業務用車両	341台	5年間~ 6年間	106	207

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
東武宇都宮店 新設 (栃木県宇都宮市)	仏壇仏具・墓石 (東日本)	造作ほか	19	-	自己資金	2024年4月	2024年4月
上大岡京急店 新設 (横浜市港南区)	仏壇仏具・墓石 (東日本)	造作ほか	18	-	自己資金	2024年4月	2024年4月
大宮店 移転 (さいたま市大宮区)	仏壇仏具・墓石 (東日本)	造作ほか	30	-	自己資金	2024年3月	2024年4月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種 類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
普通株式	18,646,376	18,646,376	東京証券取引所 スタンダード市場 福岡証券取引所	単元株式数100株
計	18,646,376	18,646,376	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年4月1日～ 2018年3月31日 (注)	20,000	18,646,376	4	4,037	4	1,100

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区 分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	19	22	93	27	17	12,501	12,679	-
所有株式数（単元）	-	33,350	2,468	49,127	2,789	80	98,353	186,167	29,676
所有株式数の割合（％）	-	17.91	1.33	26.39	1.50	0.04	52.83	100	-

- (注) 1 自己株式323,365株は「個人その他」に3,233単元、「単元未満株式の状況」に65株含まれております。
 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」には、証券保管振替機構名義の株式が4単元及び60株含まれております。
 3 「金融機関」に、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式1,323単元が含まれております。なお、当該株式については、財務諸表において自己株式として表示しております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
長谷川興産 株式会社	福岡市中央区大手門1丁目9番24号	3,820	20.85
長谷川 裕一	福岡市中央区	2,202	12.01
吉野 泰雄	さいたま市西区	932	5.08
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	872	4.76
はせがわグループ社員持株会	福岡市博多区上川端町12番192号	709	3.87
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	677	3.69
有限会社 法隆	福岡市中央区大手門1丁目9番24号	443	2.42
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号	401	2.19
長谷川 素子	福岡市中央区	280	1.53
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	250	1.36
計	-	10,590	57.79

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年3月31日現在

区 分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 323,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,293,400	182,934	-
単元未満株式	普通株式 29,676	-	-
発行済株式総数	18,646,376	-	-
総株主の議決権	-	182,934	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式132,300株(議決権1,323個)及び証券保管振替機構名義の株式400株(議決権4個)が含まれております。

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 はせがわ	福岡市博多区上川端町 12番192号	323,300	-	323,300	1.73
計	-	323,300	-	323,300	1.73

(注)「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式132,300株につきましては、上記自己株式に含まれておりません。

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

役員株式所有制度の概要

当社は、取締役(社外取締役を除きます。)を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」を導入しております。

当該制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

役員に給付する予定の株式の総数

役員に給付する予定の株式の総数は未定であります。有価証券報告書提出日現在で、株式会社日本カストディ銀行が当社株式を132,398株保有しております。

当該役員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者を対象に適用しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	234	84,802
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数(注)1、2	323,365	-	323,365	-

(注) 1 当事業年度における「保有自己株式数」には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式132,398株は含まれておりません。なお、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する株式は、財務諸表において自己株式として表示しております。

2 当期間における「保有自己株式数」には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績なども勘案して配当を行なうこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当社は、安定した配当を基本としたうえで株主の皆様に対する利益還元を拡大することが肝要であるとの結論に至り、当期の期末配当は1株当たり7円50銭の配当を行ないました。従いまして、既に2023年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり7円50銭と合わせ、年間配当金は1株当たり15円00銭になります。

また、次期の配当については、中間配当金1株当たり7円50銭、期末配当金1株当たり7円50銭とし、年間配当金は1株当たり15円00銭とする予定であります。

なお、内部留保金については、店舗の出店・移転、霊園・墓所の確保など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当社は、「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2023年11月6日 取締役会決議	137	7.50
2024年5月15日 取締役会決議	137	7.50

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

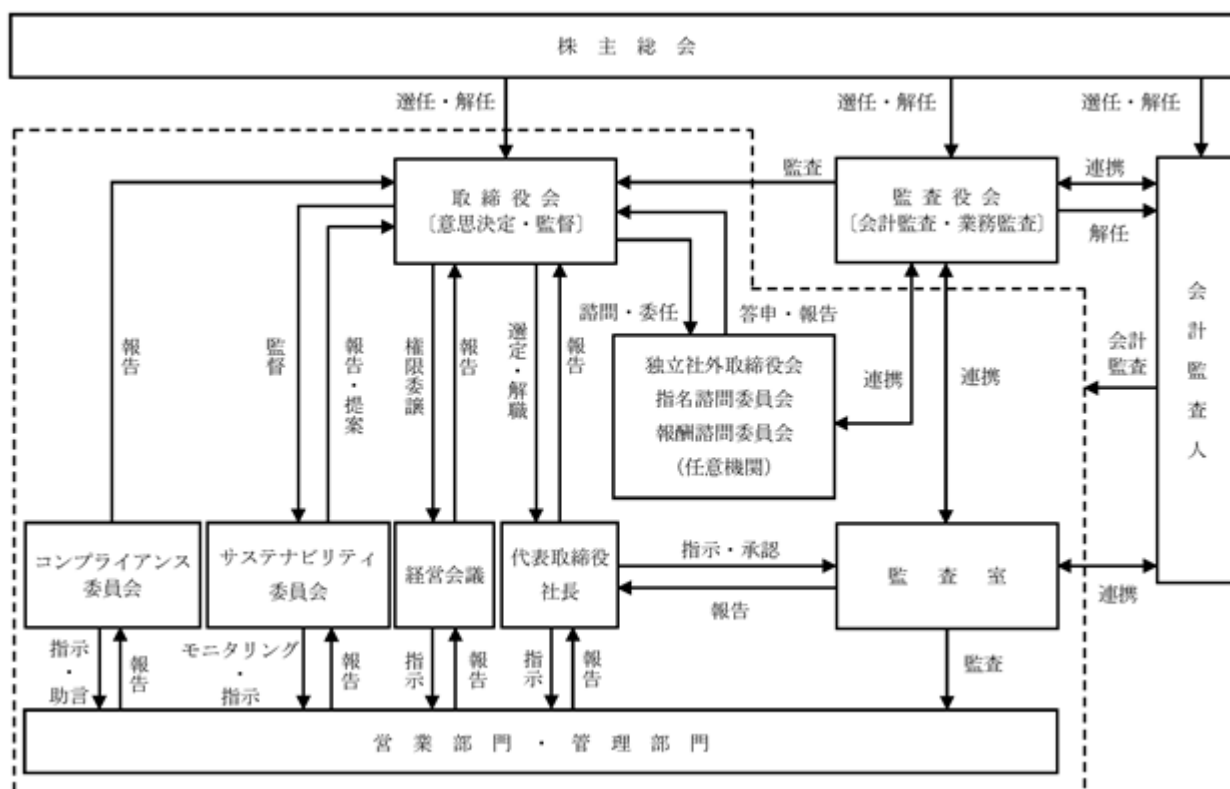
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図ってまいります。また、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

さらに、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関・内部統制の関係



ロ 取締役、取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 新貝 三四郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、社外取締役 茶木 正安及び社外取締役 軒名 彰であり、取締役会は取締役 5名で構成されております。また、取締役会には、全ての監査役が出席することとし、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。

取締役会は、業務執行の意思決定を行なうとともに取締役の職務の執行の監督を行なっております。

取締役会は、原則毎月1回開催するほか必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

当事業年度においては15回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況(出席率)
代表取締役社長	新貝 三四郎	15回 / 15回 (100%)
専務取締役	中谷 泰文	15回 / 15回 (100%)
常務取締役	榎本 哲治	15回 / 15回 (100%)
取締役(社外取締役)	茶木 正安	15回 / 15回 (100%)
取締役(社外取締役)	軒名 彰	15回 / 15回 (100%)

(注) 取締役 榎本 哲治は、2023年4月1日付で取締役から常務取締役に就任いたしました。

取締役会における具体的な検討内容は、法令及び定款に定められた事項を決議し、または報告を受けるほか、取締役会規程に基づき、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により決定を委任された事項等の決議であります。

ハ 監査役、監査役会

当社は、取締役の職務執行の監査を目的として、常勤監査役 和田 吉弘、社外監査役 中村 里佳及び社外監査役 西岡 環の監査役3名による監査役会を設置しております。

監査役会は、原則毎月1回開催しております。

ニ 執行役員

当社は、業務執行の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、コーポレート・ガバナンスの強化並びに意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化を図るため執行役員制度を導入しております。

執行役員は10名(うち取締役兼務者2名)であり、取締役会及び経営会議で決定した経営の基本方針や計画等に沿って業務を執行しております。

ホ 独立社外取締役会(任意機関)

当社の独立社外取締役会は、社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰であり、独立社外取締役会は2名で構成されております。

独立社外取締役会は、各独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有を行なうことを目的としてあらかじめ定めた年度計画に基づき開催しております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換・意見交換などの連携を行なっております。

へ 指名諮問委員会（任意機関）

当社の指名諮問委員会は、委員長である社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰及び代表取締役社長 新貝 三四郎であり、指名諮問委員会は3名で構成されております。

指名諮問委員会は、代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的として適宜開催しております。

当事業年度においては3回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	出席状況（出席率）
取締役（社外取締役）	茶 木 正 安	3回 / 3回（100%）
取締役（社外取締役）	軒 名 彰	3回 / 3回（100%）
代表取締役社長	新 貝 三 四 郎	3回 / 3回（100%）

指名諮問委員会における具体的な検討内容は、取締役会の諮問に基づく（1）取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、（2）代表取締役社長（最高経営責任者）の選定及び解職並びにその後継者計画、（3）（2）以外の代表取締役の選定及び解職、（4）執行役員の選任及び解任、（5）（1）～（4）を決議するために必要な基本方針、規則、手続等の制定、変更及び廃止であり、これらの事項について審議し、その結果を取締役に答申しております。

ト 報酬諮問委員会（任意機関）

当社の報酬諮問委員会は、委員長である社外取締役 茶木 正安が議長を務めております。その他のメンバーは社外取締役 軒名 彰及び代表取締役社長 新貝 三四郎であり、報酬諮問委員会は3名で構成されております。

報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的として適宜開催しております。

当事業年度においては3回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	出席状況（出席率）
取締役（社外取締役）	茶 木 正 安	3回 / 3回（100%）
取締役（社外取締役）	軒 名 彰	3回 / 3回（100%）
代表取締役社長	新 貝 三 四 郎	3回 / 3回（100%）

報酬諮問委員会における具体的な検討内容は、取締役会決議による委任に基づく（1）取締役の個人別報酬等の内容の決定のほか、取締役会の諮問に基づく（2）取締役の個人別報酬等の決定に関する方針（業績連動型報酬のリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む）、（3）取締役の個人別の報酬等の内容を決議するために必要な基本方針、規則、手続等の制定、変更及び廃止であり、これらについて決定または審議し、その結果を取締役に報告または答申しております。

チ 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 新貝 三四郎が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、執行役員 伊井 秀行、執行役員 前田 友和、執行役員 田中 秀昌、執行役員 田村 岳二、執行役員 吉安 大輔、執行役員 渡辺 憲和、執行役員 杉本 保範及び執行役員 槻木 紘一郎であり、経営会議は常勤の取締役及び執行役員の合計11名で構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

経営会議は、取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議、決定を行なうことを目的として原則毎月1回開催するほか必要に応じて開催しております。

リ サステナビリティ委員会

当社のサステナビリティ委員会は、代表取締役社長 新貝 三四郎が委員長を務めております。その他のメンバーは、取締役 中谷 泰文、取締役 榎本 哲治、執行役員 伊井 秀行、執行役員 前田 友和、執行役員 田中 秀昌、執行役員 田村 岳二、執行役員 吉安 大輔、執行役員 渡辺 憲和、執行役員 杉本 保範、執行役員 槻木 統一郎及び委員長が指名するものをもって構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

サステナビリティ委員会は、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）への取組みを推進するとともに、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するために原則3ヵ月に1回開催するほか必要に応じて開催することとしております。また、サステナビリティへの取組状況につきましては半年に1回取締役会に報告することとしております。

ヌ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、取締役 中谷 泰文が委員長を務めております。その他のメンバーは、代表取締役社長 新貝 三四郎、取締役 榎本 哲治、総務部長及び委員長が指名するものをもって構成されており、常勤監査役が出席し必要に応じて意見を述べております。

コンプライアンス委員会は、法令等（内部統制・社内規程・社内規則・社会規範・企業倫理を含む）に基づいた経営をするために隔月開催するほか、必要に応じて開催しております。

また、コンプライアンス委員会の実施状況は年に1回取締役会に報告することとしております。

当社は、以上のとおり社外取締役、社外監査役を擁した取締役会及び監査役会を基本とする企業統治の体制が、経営の意思決定における監督機能と業務執行の適正性を確保し、企業価値の向上、効率的な経営及び透明性の確保に機能していると判断しておりますので、現状の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、次に掲げる「業務の適正を確保するための体制」を整備し、運用・改善に努めております。

- a 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、それらを行動規準とするとともに、法令・定款並びに社会規範を遵守する。また、当社はコンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題への対応を行なうことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。なお、委員会の参加者は、当企業グループの取締役及び使用人からコンプライアンス委員長の指名によって決定する。

総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令違反や不正行為の防止、早期発見及び自浄作用の向上、並びに社会的信頼の確保のために、内部通報制度として「ホットライン」を設置・運営する。

- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、文書管理規程に従い、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- c 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ及び投資等に係るリスクについては、職務権限基準に則り規程制定、マニュアルの制定・配付、ガイドライン等の策定等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

- d 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

組織規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

- e 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

経営企画部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

監査役の職務を補助する使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

監査役の職務を補助する使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席（監査役の代理出席を含む）等を行ない、執行部署の協力体制を確保する。

- g 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱いを受けないものとする。

- h その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛対策協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟する。また、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

ロ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

ハ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役（退任役員及び保険期間中に新たに選任された役員並びにそれらの相続人等を含む）、執行役員及び部長等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

ニ 取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款に定めております。

ホ 取締役会の決議の省略

当社は、取締役会の機動的運営を図るため、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす旨を定款に定めております。

へ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとしている事項

a 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

b 取締役及び監査役の実任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行なえるように、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものも含む）及び監査役（監査役であったものも含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる旨を定款に定めております。

ト 取締役選任の決議要件

当社の取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行なう旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社の会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 25.0%)

役 職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 営業グループ長 兼 事業開発部担当	新貝 三四郎	1963年 8月19日生	1986年 4月 当社入社 1998年 1月 同東海事業部長 2002年 4月 同東京企画総務部長 2005年11月 同物流管理部長 2009年 4月 同理事 葬祭事業グループ 開発部長 2010年 4月 同理事 営業グループ マーケティング部長 2011年 4月 同理事 マーケティンググループ 東京営業部長 2013年 6月 同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長 2014年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長 2017年 4月 同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長 2020年 4月 同執行役員 営業グループ長 2020年 6月 同取締役 上席執行役員 営業グループ長 2021年 1月 同代表取締役社長 営業グループ長 2024年 4月 同代表取締役社長 営業グループ長 兼 事業開発部担当 (現任)	(注) 3	12
専務取締役 執行役員 営業支援グループ長	中谷 泰文	1959年11月16日生	1983年 4月 株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行 2012年11月 当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 2013年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 納骨堂開発部長 2014年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 屋内墓苑部長 2014年 6月 同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長 2016年 4月 同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長 2017年 4月 同取締役 執行役員 営業支援グループ長 2019年 6月 同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 2020年 6月 同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当 2021年 1月 同常務取締役 上席執行役員 商品グ ループ長 兼 営業企画グループ長 2021年 6月 同常務取締役 執行役員 商品グループ 長 兼 営業企画グループ長 2022年 4月 同専務取締役 執行役員 営業企画グ ループ長 兼 CRMプロジェクト担当 2023年 4月 同専務取締役 執行役員 営業企画グ ループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当 2024年 4月 同専務取締役 執行役員 営業支援グループ長 (現任)	(注) 3	4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長	榎本 哲治	1961年 9月26日生	1984年 4月 当社入社 2002年 4月 同東京聖石開発部長 2004年 4月 同聖石開発部長 2007年 6月 同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長 2008年 7月 同執行役員 副聖石グループ長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長 2009年 4月 同執行役員 千葉営業部長 兼 聖石グループ 聖石部長 2012年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長 2014年 6月 同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長 2016年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長 2019年 4月 同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当 2019年 6月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当 2020年 4月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 2021年 1月 同取締役 上席執行役員 寺社聖石グ ループ長 兼 店舗開発部担当 2021年 6月 同取締役 執行役員 寺社聖石グループ 長 兼 店舗開発部担当 2022年 4月 同取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長 2023年 4月 同常務取締役 執行役員 商品グループ 長 兼 寺社聖石グループ長(現任)	(注) 3	3
取締役	茶木 正安	1946年 7月17日生	1969年 4月 株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行 1992年 6月 同取締役 東京支店長 1996年 6月 同常務取締役 1998年 6月 同専務取締役 2000年11月 三洋信販株式会社 専務執行役員 2003年 7月 フィッチ・レーティングス・ジャパン C E O 2006年 6月 株式会社福岡リアルティ 代表取締役社長 2006年 7月 福岡リート投資法人 執行役員 2012年 6月 当社社外取締役(現任) 2014年 6月 株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問(現任) 2015年 6月 株式会社メッセージ (現・S M P O ケア株式会社) 社外取締役 2018年 4月 株式会社C B ホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年 6月 東都水産株式会社 社外取締役	(注) 3	-

役 職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	軒名 彰	1958年1月20日生	1982年4月 日興証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社)入社 2005年2月 日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 取締役ダイレクトマーケティング担当 2009年10月 同常務執行役員 東日本・首都圏東本部長 2011年4月 SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 西日本・近畿法人統括 2014年3月 同専務取締役 営業統括 兼 総合法人本部長 2016年4月 日興システムソリューションズ株式会 社 代表取締役会長 2017年6月 日本郵便株式会社 社外取締役(現任) 2018年6月 上光証券株式会社(現・北洋証券株式 会社) 代表取締役副社長 2018年7月 ビジネスコーチ株式会社 社外取締役 (現任) 2019年1月 株式会社オハラ 社外取締役(現任) 2019年6月 北洋証券株式会社 代表取締役会長(現任) 2022年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	和田 吉弘	1971年6月17日生	1994年4月 当社入社 経理部 スタッフ 2008年5月 同人事部 スタッフ 2011年4月 同千葉第1エリア 市川店長 2014年4月 同寺社聖石グループ 聖石部 企画チームリーダー 2018年7月 同営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ 2019年5月 株式会社田ノ実 監査役 2023年4月 当社監査室長 兼 営業支援グループ 総務部 監査役付スタッフ 2024年6月 同常勤監査役(現任)	(注)4	3
監査役	中村 里佳	1963年6月1日生	1986年10月 監査法人中央会計事務所入所 1990年2月 公認会計士登録 1999年4月 株式会社さくら総合事務所入社 2000年12月 有限会社東京エスピーサービス ズ取締役(現任) 2003年1月 税理士登録 2008年9月 株式会社さくら総合事務所 取締役 2016年6月 株式会社新都市ライフホールディン グス 社外監査役(現任) 2017年3月 株式会社さくら総合事務所 代表取締役 2020年6月 当社社外監査役(現任) 2021年5月 ヒューリックリート投資法人 監督役員 (現任) 2021年7月 株式会社さくら総合事務所 取締役副社長	(注)4	-
監査役	西岡 環	1978年12月4日生	2010年8月 弁護士登録 2010年8月 和田法律事務所(現・和田・市村法律 事務所)入所(現任) 2012年4月 第二東京弁護士会仲裁センター運営委 員会委員(現任) 2019年10月 国土交通省中央建設工事紛争審査会 特別委員(現任) 2022年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計					24

- (注) 1 取締役 茶木 正安及び軒名 彰は、社外取締役であり、「東京証券取引所有価証券上場規程」第436条の2及び「福岡証券取引所企業行動規範に関する規則」第6条に定める独立役員であります。
- 2 監査役 中村 里佳及び西岡 環は、社外監査役であり、「東京証券取引所有価証券上場規程」第436条の2及び「福岡証券取引所企業行動規範に関する規則」第6条に定める独立役員であります。
- 3 2024年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2025年度定時株主総会終結の時までであります。
- 4 2024年6月25日開催の定時株主総会終結の時から2028年度定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 西岡 環の戸籍上の氏名は氏丸 環であります。
- 6 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。なお、杉本 保範は社外監査役以外の監査役の補欠であり、橋本 和子は社外監査役の補欠であります。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
杉本 保範	1965年8月18日生	1988年4月 大林道路株式会社入社	-
		1991年3月 オリエント時計株式会社入社	
		1991年9月 当社入社 経理部 スタッフ	
		2011年4月 同西日本営業部 個店統括長	
		2012年4月 同営業支援グループ 人事総務部総務チーム 監査役スタッフ	
		2014年5月 同営業支援グループ 経営管理部 総務チームリーダー	
		2016年4月 同営業支援グループ 総務部長	
		2021年6月 株式会社はせがわ美術工芸 取締役(現任)	
		2024年4月 当社執行役員 営業支援グループ 総務部長(現任)	
橋本 和子	1967年4月30日生	1990年4月 中央監査法人入所	-
		1993年3月 公認会計士登録	
		1999年1月 PricewaterhouseCoopers Cincinnati U S A	
		2000年10月 Deloitte Cincinnati U S A	
		2002年10月 中央青山監査法人入所	
		2004年11月 株式会社 I & S B B D O コントローラー	
		2008年6月 日本サイテックインダストリーズ株式会社 (現・オルネクスジャパン株式会社) コントローラー	
		2011年3月 ダイセルオルネクス株式会社 監査役	
		2012年1月 オルネクスジャパン株式会社 代表取締役社長	
		2019年10月 橋本和子公認会計事務所開業(現任)	
		2023年6月 株式会社日本エム・ディ・エム 社外監査役(現任)	

- 7 当社は執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏名	担当
中谷 泰文	営業支援グループ長
榎本 哲治	商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
伊井 秀行	商品グループ 副グループ長 兼 商品部長
前田 友和	営業グループ 副グループ長 兼 PLS企画推進部長
田中 秀昌	営業グループ 副グループ長 兼 カスタマーコミュニケーション部長
田村 岳二	寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長
吉安 大輔	営業支援グループ 副グループ長 兼 経営企画部長
渡辺 憲和	事業開発部長
杉本 保範	営業支援グループ 総務部長
槻木 紘一郎	営業支援グループ 人事部長

(注) 印の執行役員は、取締役兼務者であります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

茶木 正安は、企業経営者としての豊富な経験と金融面での高い見識を有しており、国内外のファイナンスにも精通していることから、社外取締役として選任しております。また、同氏は株式会社ファルコン・コンサルティングの上席顧問、株式会社CBホールディングスの社外取締役を務めておりますが、両社と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

軒名 彰は、企業経営者としての豊富な経験、また証券業務の豊かな経験と高い見識を有することから、社外取締役として選任しております。また、同氏は日本郵便株式会社の社外取締役、ビジネスコーチ株式会社の社外取締役、株式会社オハラの社外取締役、北洋証券株式会社の代表取締役会長を務めておりますが、これらの会社と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は有限会社東京エスピーシーサービシーズの取締役、株式会社新都市ライフホールディングスの社外監査役、ヒューリックリート投資法人の監督役員を務めておりますが、これらの会社と当社の間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

西岡 環は、弁護士としての専門知識や幅広い経験を有していることから、社外監査役として選任しております。

なお、当社は、茶木 正安、軒名 彰、中村 里佳及び西岡 環の4氏を、東京証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

また、当社と社外取締役及び社外監査役との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

イ 社外取締役及び社外監査役の機能及び役割

各社外取締役及び社外監査役は、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験や高度な見識等を活かした監督及び監査、また、助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定及び業務執行の妥当性、適正性及び適法性を確保する機能・役割を担っております。

ロ 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する考え方

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任する際の独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、一般株主と利益相反が生じる恐れのない客観的・中立的立場からの監督及び監査、助言・提言等をそれぞれ行なえるよう、その選任にあたっては、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定める独立性の基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席や取締役等との意見交換等を通じて、取締役の意思決定の過程や職務執行の状況等経営全般の監督を行っております。また、独立社外取締役会において各監査役と情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会その他の重要な会議への出席や取締役等との意見交換等を通じて、取締役の意思決定の過程や職務執行の状況等経営全般の監査を行っております。また、常勤監査役、会計監査人及び内部統制部門から監査の実施状況、内部統制システムの構築・運用状況等の報告を受け、互いに情報を共有し、意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ 監査役会の組織、人員及び手続

監査役監査のための体制として、監査役3名(うち2名は社外監査役)からなる監査役会を設置するほか、監査役付スタッフ1名を配置しております。監査役会は、監査役会の定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従って監査業務を実施しており、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役及び使用人からの職務の執行状況等についての報告を受け、重要な決裁書類等の閲覧を行ない、本社及び重要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をしております。監査室とも相互連携を図っており、監査室から内部監査の方針、重点監査項目等の監査計画の概要説明を受け、監査結果の報告を受領するとともに、必要に応じて同行監査(電話回線又はインターネット等を経由した手段も含む。)を実施するなど監査室の情報を有効に活用しております。会計監査人とは四半期毎の定例意見交換会を実施する他、日常的に緊密な連携を行ない、各々監査過程で得られた重要な情報を相互に伝達し、意見交換を行なっております。また、会計監査人の独立性に関する方針や職務の遂行が適切に行なわれることを確保するための体制について報告を受け、必要に応じて説明を求め会計監査人の監査の相当性を確かめております。

なお、監査役 和田 吉弘は、当社で経理部門、人事部門及び営業部門等の幅広い業務を経験し、また監査役補助使用人、監査室及び子会社の監査役としての経験を有しております。監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査役 西岡 環は、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有しております。

ロ 監査役及び監査役会の活動状況

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況 (出席率)
常勤監査役(社外監査役)	廣瀬 稔	12回 / 13回 (92%)
監査役 (社外監査役)	中村 里佳	13回 / 13回 (100%)
監査役 (社外監査役)	西岡 環	13回 / 13回 (100%)

(注) 常勤監査役 廣瀬 稔は、2024年6月25日開催の定時株主総会において、任期満了により退任しております。

監査役会における具体的な検討内容(留意事項)は、(1) 中期経営計画及び年度計画の進捗状況、(2) サステナビリティへの対応状況、(3) 情報管理の状況、(4) 関連会社の状況、(5) 資産活用の状況であります。

常勤監査役の活動としては、上記留意事項への対処を含め、取締役会、独立社外取締役会(任意機関)、経営会議、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会、各投資委員会(墓地、店舗及びシステム)等に出席し、また、会社内外の関係者との意思疎通を図るため定時及び随時に、社長連絡会、取締役等連絡会、責任者連絡会、監査室連絡会及び会計監査人連絡会を開催し情報収集及び意見交換を実施しております。

内部監査の状況

監査室は、社長直属の2名で構成されております。監査室は、内部監査規程に基づく監査方針及び内部監査計画に従って営業店・本社間接部署等に対して、往査による実地監査、書類の閲覧、インタビューを実施しております。営業店においては、現金管理、売掛金管理等の経理業務、契約・売上計上管理等の販売管理業務、商品在庫や入出庫手続等の商品管理業務、コンプライアンス、勤怠管理、資産管理、経営理念・経営方針の理解・実施状況等について監査を実施しております。本社間接部署等においては、コンプライアンス、勤怠管理、資産管理、経営理念・経営方針の理解・実施状況等に加え、各部署の業務に応じた監査を実施しております。また、内部統制規程に基づき、内部統制の目的をより効果的に達成するために、客観的視点で定期的にモニタリングを実施し、内部統制の整備・運用状況を検討、評価し、必要に応じてその改善を促しています。これらの監査及び評価を通して顕在化した問題点は被監査部署に対してその場で助言・勧告を行ない、その後、直ちに代表取締役社長及び常勤監査役並びに関連部署に監査結果の報告を行ない、業務改善の推進・支援を依頼しております。また、監査室は、内部監査の状況について取締役会及び監査役会へ直接報告を行なうとともに、会計監査人と内部監査の実施状況や内部統制システムの整備・運用状況等について意見交換を行なうことにより相互に連携を図っております。

会計監査の状況

イ 業務を執行した会計監査人

名 称	期 間
有限責任監査法人トーマツ	2023年4月1日～2024年3月31日

ロ 継続監査期間 17年間

ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 荒 牧 秀 樹
指定有限責任社員 業務執行社員 下 平 雅 和

ニ 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名、公認会計士試験全科目合格者 3名、その他 9名

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会が監査法人の選定を実施しており、その選定方針及び手続は次の通りです。

- 監査役会及び経営執行部門は、監査法人から、監査法人の概要（監査法人の概要、品質管理体制、欠格事由の有無及び独立性等）、監査の実施体制（リスク対応と監査計画策定方針、監査重点領域、監査チーム編成、監査スケジュール及び監査時間等）及び監査報酬等についての書面の提示を受け、面談（インターネット等を経由した手段も含む。）による説明及び質問を実施します。
- 監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準」（監査役会決議 最終改訂2024年3月8日）に基づき策定した「会計監査人の評価及び選定に係るチェックリスト」に準拠して選定を実施します。
- 監査役会は、経営執行部門から、監査法人に対する同部門の独自の評価結果及び選任に関する意見についての書面の提示を受け、必要に応じて説明及び質問を実施します。
- 監査役会は上記 a b c の選定方針及び手続を通し総合的に監査法人を評価し、監査役会の決議を以って監査法人を選定します。

監査役会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人とした理由は、同監査法人は長年に亘る実績を有し当社の事業内容等をよく理解しており、独立性をはじめ専門性及び職務の執行に関する状況等から、当社の会計監査が適正に行なわれることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

監査法人の解任又は不再任の決定の方針につきましては、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」（2015年4月17日 監査役会決議）に従い、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会が監査法人の評価を、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」及び「会計監査人の評価及び選定基準」に基づき策定した「会計監査人の評価及び選定に係るチェックリスト」（監査法人の品質管理、監査チーム、監査報酬等について13項目）に準拠して実施しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
34	-	37	-

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトトーマツグループ）に対する報酬（イを除く）

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
-	9	-	8

当社における前事業年度の非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務申告書の作成及びそれに付随する一般的な税務相談業務、消費税インボイス制度対応に伴う税務助言業務並びに子会社の吸収合併に関する税務助言業務、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社によるグループ会社の再編に係る助言業務であります。

当社における当事業年度の非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人による税務申告書の作成及びそれに付随する一般的な税務相談業務並びに消費税インボイス制度対応に伴う税務助言業務であります。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

前事業年度までの監査時間の実績、監査内容及び監査法人から提示された監査計画の内容などを総合的に勘案して決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行なっております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針は定めておりません。

a 取締役

社内取締役の報酬については、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針としており、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成しております。なお、報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

取締役各人の報酬については、2021年2月26日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等」を決議しております。その主な内容は、以下の「ロ 役員の報酬等の額の決定方法」の「a 取締役」、「二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限」、「へ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針」、「ト 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。

b 監査役

監査役の報酬については、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。なお、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

ロ 役員の報酬等の額の決定方法

a 取締役

取締役会において、代表取締役社長が役員報酬制度に基づく取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）を立案し報酬諮問委員会へ提示すること及び当該報酬案の審議並びに取締役の個人別の報酬額の決定を報酬諮問委員会へ委任することについて決議いたします。

報酬諮問委員会において、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役から提示された報酬案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、株主総会の決議の範囲内において取締役の個人別の報酬額の決定を決議いたします。

報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬額の決定を決議した旨及び決議日時を報告いたします。

なお、当社は2023年6月16日開催の取締役会において、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬諮問委員会へ決定を委任する旨を決議しております。報酬諮問委員会においては、決定を委任された報酬案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等と整合しているか否か、その正当性と妥当性の観点から審議を行なったうえで決定を決議しており、2023年6月27日開催の取締役会において、報酬諮問委員会より委任に基づき決定したことの結果報告を受けていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

b 監査役

取締役会において、代表取締役社長が役員報酬制度に基づく監査役各人の報酬案を立案し報酬諮問委員会に諮問することについて決議いたします。

報酬諮問委員会において、取締役会の諮問決議に基づき、代表取締役から提示された監査役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、報酬案を監査役会に提案いたします。

監査役会において、当該報酬案を参考に監査役の個人別の報酬額について協議し監査役全員の同意を得ることにより、株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において監査役の個人別の報酬額を決定いたします。

八 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は、取締役については2013年6月20日（第47期定時株主総会）で、決議の内容は、取締役の報酬限度額を年額400,000千円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は11名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は5名。）、監査役については1994年6月29日（第28期定時株主総会）で、決議の内容は、監査役の報酬限度額を年額35,000千円（定款で定める監査役の員数は5名以内とする。本有価証券報告書提出日現在は3名。）とするものであります。当社は、当該報酬範囲と別枠として、2017年6月20日（第51期定時株主総会）で決議いただきました株式報酬制度に基づき、社内取締役に対し、各事業年度において、役位により定めたポイントを付与し、在任期間を通じて累積したポイントに応じた当社株式を退任時に給付することとしております。なお、社外取締役と監査役につきましては、株式報酬制度を導入しておりません。

二 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会にあり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬額等の決定方針と決定方法及び取締役の個人別の報酬等を決定する権限の全てであります。

なお、当該権限のうち、取締役の個人別の報酬額を決定する権限については、その決定方法と決定過程の透明性・独立性を高めるため、取締役会決議に基づき取締役会が報酬諮問委員会を構成する委員へ委任するものとし、取締役の個人別の報酬額を会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において報酬諮問委員会を構成する委員が決定します。

当社の監査役の報酬の額は、会社法の規定に基づく株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において、監査役の協議によって決定します。

ホ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会

報酬諮問委員会における手続は、取締役会からの委任又は諮問に基づき、委員長が報酬諮問委員会を招集し、前記の権限に基づき、口の決定方法の過程を経たうえで、代表取締役社長が立案した取締役と監査役の個人別の報酬案について、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって決定又は提案を決議いたします。報酬諮問委員会の構成員は、独立社外取締役の茶木 正安（委員長）、独立社外取締役の軒名 彰及び代表取締役社長の新貝 三四郎であります。

なお、当社の役員の報酬等（第58期分）の額の決定過程における取締役会、監査役会及び報酬諮問委員会の活動は、口の決定方法の過程に沿って報酬諮問委員会を3回開催し報酬案を決定又は提案を決議したうえで、取締役の報酬については当該報酬案の決定を取締役会に報告しており、監査役の報酬については当該報酬案を監査役会に提案し、監査役会がこれについて協議したうえで監査役全員の同意を得ることにより決定しております。

へ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の役員報酬は、社内取締役に対して業績連動報酬を設定しており、会社業績が基準値（第47期水準）の場合の業績連動報酬を、役位別の報酬総額の20%とすることを基本方針としております。また、業績連動報酬の算定に用いる指標として、当期純利益（連結財務諸表を作成した事業年度は「親会社株主に帰属する当期純利益」とする。以下同じ。）を採用しております。この指標を採用している理由は、当期純利益が、事業年度の活動を通じて得られた最終の期間損益であり、期間の企業価値向上に直結しているため、当社の企業価値向上と株主の皆様の利益最大化について責任を持つ社内取締役の報酬決定の指標としてふさわしいものと考えたためであります。業績連動報酬の決定方法は、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準に社内取締役の役位別の業績連動報酬額を設定し、当年度の当期純利益が基準値を上回れば翌年度の業績連動報酬額が増加し、下回れば減少する仕組みとしております。第47期の連結当期純利益を基準としているのは、当社が第47期（2013年3月29日）に東京証券取引所市場第一部に指定されたことから、その後の社内取締役の業績連動報酬の算定基準とするのが妥当と判断したものであります。

なお、当事業年度に係る業績連動報酬の算定指標の実績は、連結財務諸表を作成していないため提出会社の当期純利益10億59百万円であります。

ト 非金銭報酬等に関する方針

当社の社内取締役に支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度当たり付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数を基に「1ポイント=1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		業績連動報酬	非金銭報酬等	
		固定報酬	評価変動報酬			
取締役 (うち社外取締役)	116 (11)	74 (11)	10 (-)	22 (-)	8 (-)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	29 (29)	29 (29)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	145 (40)	103 (40)	10 (-)	22 (-)	8 (-)	8 (5)

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外である投資株式の区分について、純投資目的は、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資株式であり、貸借対照表の流動資産に「有価証券」として計上するものとし、純投資目的以外の投資株式は、投資その他の資産に「投資有価証券」として計上するものとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、非上場株式以外の株式については金融取引の安定化を目的とした経営戦略の一環として必要と認める企業の株式のみ保有いたします。その保有にあたっては、定期的に経済合理性を検証し、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜株価や市場動向をみて売却する方針であります。なお、検証については代表取締役社長の職責において行ない、その結果については取締役会で報告することとしております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	19
非上場株式以外の株式	4	637

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	10
非上場株式以外の株式	-	-

八 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注)1	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	111,338	111,338	同社子会社である(株)福岡銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注)2
	450	283		
(株)西日本フィナンシャルホールディングス	75,742	75,742	同社子会社である(株)西日本シティ銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注)2
	145	82		
(株)みずほフィナンシャルグループ	12,896	12,896	同社子会社である(株)みずほ銀行との間で資金借入等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無
	39	24		
第一生命ホールディングス(株)	700	700	同社子会社である第一生命保険(株)との間で年金資産運用等の取引を行っており、金融取引の円滑化を図るために保有しております。	無(注)2
	2	1		

(注)1 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、事業年度末を基準として、企業間の取引状況や保有株式の評価などにより、保有の経済合理性を検証することとしております。

2 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構（F A S F）へ加入し、F A S F主催のセミナーに参加しております。

また、監査法人主催のセミナー等に参加して最新の会計基準等の情報を取得しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,940	2,053
受取手形	1	3
売掛金	987	999
契約資産	2	2
商品	3,835	3,624
前渡金	0	3
前払費用	166	172
その他	21	59
流動資産合計	7,956	6,919
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	333	368
造作（純額）	371	371
構築物（純額）	60	59
機械及び装置（純額）	4	3
什器備品（純額）	224	314
土地	616	616
リース資産（純額）	121	68
有形固定資産合計	1,733	1,803
無形固定資産		
商標権	2	1
ソフトウェア	25	197
リース資産	13	3
電話加入権	32	32
ソフトウェア仮勘定	41	-
無形固定資産合計	115	235
投資その他の資産		
投資有価証券	2,423	2,657
関係会社株式	28	38
出資金	0	0
関係会社出資金	5	5
長期貸付金	16	16
破産更生債権等	1	1
長期前払費用	88	84
前払年金費用	357	672
繰延税金資産	177	-
営業保証金	3,586	3,316
販売保証金	4,308	4,341
差入保証金	1,237	1,244
その他	41	112
貸倒引当金	636	482
投資その他の資産合計	8,413	9,108
固定資産合計	10,262	11,147
資産合計	18,218	18,066

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	830	548
1年内返済予定の長期借入金	2,124	2,105
リース債務	69	52
未払金	662	683
未払費用	172	201
未払法人税等	466	153
未払消費税等	176	132
契約負債	1,099	1,050
預り金	93	152
賞与引当金	328	305
資産除去債務	7	5
流動負債合計	5,156	4,337
固定負債		
長期借入金	2,153	2,123
リース債務	81	28
繰延税金負債	-	48
役員株式給付引当金	27	33
退職給付引当金	44	46
資産除去債務	392	406
その他	67	31
固定負債合計	2,116	1,825
負債合計	7,273	6,162
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,037	4,037
資本剰余金		
資本準備金	1,100	1,100
その他資本剰余金	482	482
資本剰余金合計	1,583	1,583
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,338	6,123
利益剰余金合計	5,338	6,123
自己株式	174	171
株主資本合計	10,785	11,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	160	330
評価・換算差額等合計	160	330
純資産合計	10,945	11,903
負債純資産合計	18,218	18,066

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	1 21,608	1 21,300
売上原価		
商品期首棚卸高	3,238	3,835
当期商品仕入高	8,477	7,797
合計	11,716	11,633
他勘定振替高	3 11	3 7
商品期末棚卸高	3,835	3,624
商品売上原価	2 7,868	2 8,001
売上総利益	13,739	13,298
販売費及び一般管理費		
販売促進費	1,069	1,046
販売手数料	1,209	1,207
給料及び賞与手当	4,350	4,426
賞与引当金繰入額	328	305
退職給付費用	210	147
福利厚生費	1,108	1,135
株式報酬費用	9	8
賃借料	1,112	1,121
減価償却費	208	224
その他	2,362	2,357
販売費及び一般管理費合計	11,970	11,686
営業利益	1,769	1,612
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	15	17
貸倒引当金戻入額	-	10
移動運搬収入	22	21
営業保証金回収差益	3	3
団体定期保険受取配当金	8	5
その他	22	15
営業外収益合計	72	75
営業外費用		
支払利息	24	21
貸倒引当金繰入額	16	-
債権売却損	-	10
固定資産除却損	7	12
アドバイザー費用	7	-
その他	11	6
営業外費用合計	67	50
経常利益	1,773	1,638

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	4 1	-
投資有価証券売却益	1	2
受取保険金	-	5 14
抱合せ株式消滅差益	6 27	-
特別利益合計	30	17
特別損失		
減損損失	7 48	7 44
災害による損失	-	8 18
子会社支援損	9 30	-
特別損失合計	78	62
税引前当期純利益	1,725	1,593
法人税、住民税及び事業税	577	382
法人税等調整額	6	151
法人税等合計	571	533
当期純利益	1,154	1,059

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,037	1,100	482	1,583	4,307	4,307	174	9,754	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	123	123	-	123	
当期純利益	-	-	-	-	1,154	1,154	-	1,154	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	0	0	
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	1,030	1,030	0	1,030	
当期末残高	4,037	1,100	482	1,583	5,338	5,338	174	10,785	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	115	115	9,869
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	123
当期純利益	-	-	1,154
自己株式の取得	-	-	0
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	45	45	45
当期変動額合計	45	45	1,075
当期末残高	160	160	10,945

当事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	4,037	1,100	482	1,583	5,338	5,338	174	10,785	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	274	274	-	274	
当期純利益	-	-	-	-	1,059	1,059	-	1,059	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	0	0	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	3	3	
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	-	785	785	3	788	
当期末残高	4,037	1,100	482	1,583	6,123	6,123	171	11,573	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	160	160	10,945
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	274
当期純利益	-	-	1,059
自己株式の取得	-	-	0
自己株式の処分	-	-	3
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	170	170	170
当期変動額合計	170	170	958
当期末残高	330	330	11,903

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,725	1,593
減価償却費	208	224
減損損失	48	44
抱合せ株式消滅差益	27	-
貸倒引当金の増減額（は減少）	11	153
賞与引当金の増減額（は減少）	1	23
退職給付引当金の増減額（は減少）	1	2
役員株式給付引当金の増減額（は減少）	9	5
受取利息及び受取配当金	15	18
支払利息	24	21
売上債権の増減額（は増加）	74	13
棚卸資産の増減額（は増加）	590	211
仕入債務の増減額（は減少）	311	282
契約負債の増減額（は減少）	112	49
その他	79	248
小計	1,598	1,313
利息及び配当金の受取額	15	18
利息の支払額	22	21
法人税等の支払額	525	684
保険金の受取額	-	14
子会社支援に係る支出額	30	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,036	640
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	57	166
有形固定資産の売却による収入	21	-
無形固定資産の取得による支出	24	169
投資有価証券の売却による収入	5	10
投資有価証券の償還による収入	-	1
関係会社株式の取得による支出	-	9
営業保証金の支出	462	590
営業保証金の回収による収入	752	682
販売保証金の支出	549	484
販売保証金の回収による収入	8	41
差入保証金の差入による支出	2	48
差入保証金の回収による収入	12	41
その他	16	25
投資活動によるキャッシュ・フロー	313	716
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	900
長期借入金の返済による支出	1,383	1,368
自己株式の取得による支出	0	0
リース債務の返済による支出	91	69
配当金の支払額	122	273
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,598	811
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	874	887
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	36	-
現金及び現金同等物の期首残高	3,717	2,878
現金及び現金同等物の期末残高	2,878	1,991

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

評価基準は原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

仏壇

個別法

仏具

先入先出法

生活雑貨・食品

総平均法

その他

個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)は社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金、販売保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の事業年度に全額費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 仏壇仏具事業

仏壇仏具事業においては、主に仏壇仏具の小売販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(2) 墓石事業

墓石事業においては、主に墓石建立の受注販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(3) 屋内墓苑事業

屋内墓苑事業においては、販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の使用権の受託販売を行っており、受託販売手数料を得ております。

この受託販売については、寺院と屋内墓苑使用者が屋内墓苑の永代使用に関する契約を締結し、屋内墓苑使用者が寺院へ永代使用料を支払った時点で受託販売に関するサービスの支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(4) 飲食・食品・雑貨事業

飲食・食品・雑貨事業においては、注文に基づく料理の提供、食品・雑貨の販売を行っております。

これらの販売については、顧客へ料理を提供した時点、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

借入金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ対象の識別を取引単位で行なう方法（個別ヘッジ）によっております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

金利スワップの実行・管理は、経理部にて行っており、取引に関する管理規程は特に設けておりませんが、事前に十分な検討のうえ、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会へ報告しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3ヵ月以内に満期の到来する流動性の高い、かつ、価値が変動するおそれのほとんどない預金からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度67百万円、138,800株、当事業年度64百万円、132,398株であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 営業保証金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
営業保証金	3,586	3,316
貸倒引当金	597	444

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

営業保証金の回収可能性を判断するにあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類しております。

開園前の霊園分類の判断にあたっては、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不可等、営業保証金の一部または全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

開園後の霊園分類の判断にあたっては、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による営業保証金回収計画に対する遅延等、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

霊園分類ごとに、過去の貸倒実績や今後の回収可能性を基に貸倒引当率を設定し、それぞれの霊園に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業年度において会計上の見積りを行なった結果、営業保証金に係る貸倒引当金は必要十分な金額が適切に計上されているものと認識しておりますが、営業保証金の回収可能性を判断するにあたって霊園分類は現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

2. 販売保証金の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
販売保証金	3,085	3,441
貸倒引当金	-	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

財務諸表「注記事項(重要な会計方針)4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売保証金の回収可能性を判断するにあたっては、屋内墓苑をその回収状況に応じて正常屋内墓苑、回収長期化屋内墓苑、問題屋内墓苑、回収不能屋内墓苑に分類しております。

屋内墓苑分類の判断にあたっては、屋内墓苑の経営状態の悪化、地方自治体による納骨堂(屋内墓苑を含む)経営許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による販売保証金回収計画に対する遅延等、販売保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

屋内墓苑分類ごとに、今後の回収可能性を基にした貸倒引当金の計上基準を設定し、それぞれの屋内墓苑に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

当事業年度において会計上の見積りを行なった結果、販売保証金に係る貸倒引当金の計上は必要ないと認識しておりますが、販売保証金の回収可能性を判断するにあたっては現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

3. 店舗固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
店舗固定資産	1,013	1,139
減損損失	-	44

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

店舗の継続的な収益性の低下により、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損の認識の要否を判定します。

減損の認識が必要と判定された店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたします。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該店舗から得られる将来キャッシュ・フローの見積額は、将来の収益性を見積りを主要な仮定として資産グループごとに予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の収益性にはお客様の生活様式の変化、供養に対する価値観の変化及び店舗立地環境の変化等による一定の不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、追加の減損損失が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,679百万円	3,659百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	382百万円	588百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	635百万円	397百万円
長期借入金	805	390
計	1,440	787

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座貸越極度額	3,000百万円	3,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	3,000	3,000

4 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなっており、当事業年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で1,231百万円であります。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益のみであります。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 商品期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が商品売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
	4百万円	3百万円

3 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費	11百万円	7百万円

4 固定資産売却益

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
土地	1百万円	-百万円

5 受取保険金

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

受取保険金は、2023年9月の台風による浸水被害に対応するものであります。

6 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

抱合せ株式消滅差益は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実を吸収合併したことによるものであります。

7 減損損失

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休不動産	土地	福岡県直方市	5
共用資産	什器備品	福岡市博多区他	42
合計			48

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位ごとに把握しております。

将来の収益性を検討した結果、売却予定の遊休不動産及び使用範囲と方法を変更した共用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、売却予定の遊休不動産については売却予定価額、共用資産については鑑定評価額を参考に算定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
イオンモール大垣店	造作等	岐阜県大垣市	13
イオンタウン四日市泊店	造作等	三重県四日市市	11
イオンタウン名西店	造作等	名古屋市西区	18
合計			44

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位ごとに把握しております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、備忘価額をもって評価しております。

8 災害による損失

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

災害による損失は、2023年9月の台風による浸水被害に関連する損失額であります。

9 子会社支援損

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

子会社支援損は、当社の完全子会社でありました株式会社田ノ実に対し、吸収合併前に行なった資金支援額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,646,376	-	-	18,646,376
合計	18,646,376	-	-	18,646,376
自己株式				
普通株式	461,741	190	-	461,931
合計	461,741	190	-	461,931

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首138,800株、当事業年度末138,800株)が含まれております。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加190株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月19日 取締役会	普通株式	54	3.00	2022年3月31日	2022年6月6日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	68	3.75	2022年9月30日	2022年12月1日

(注) 1 2022年5月19日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2 2022年11月4日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月18日 取締役会	普通株式	137	利益剰余金	7.50	2023年3月31日	2023年6月5日

(注) 2023年5月18日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	18,646,376	-	-	18,646,376
合計	18,646,376	-	-	18,646,376
自己株式				
普通株式	461,931	234	6,402	455,763
合計	461,931	234	6,402	455,763

（注）1 普通株式の自己株式の株式数には、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当事業年度期首138,800株、当事業年度末132,398株）が含まれております。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加234株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少6,402株は、「役員株式給付信託（BBT）」からの給付によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年5月18日 取締役会	普通株式	137	7.50	2023年3月31日	2023年6月5日
2023年11月6日 取締役会	普通株式	137	7.50	2023年9月30日	2023年12月1日

（注）1 2023年5月18日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2 2023年11月6日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	137	利益剰余金	7.50	2024年3月31日	2024年6月4日

（注）2024年5月15日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	2,940百万円	2,053百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	62	62
現金及び現金同等物	2,878	1,991

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

コンピュータ関連機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年内	16	75
1年超	35	278
合計	51	354

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。

その設定枠は、借入金の残高を超えないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、販売管理規程、与信管理規程及び組織規程の職務権限基準表に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の把握や軽減を行なっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業保証金は、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れた金銭債権であり、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるものであります。そのため、霊園開発計画の遅延や頓挫、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による営業保証金回収計画に対する遅延等によるリスクに晒されております。

当該リスクに関しては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類して把握し、その軽減に努めております。

販売保証金は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合に不足額を保証金として宗教法人へ預託した金銭債権であり、受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。そのため、屋内墓苑の経営状態の悪化、地方自治体による納骨堂（屋内墓苑を含む）経営許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による販売保証金回収計画に対する遅延等による信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、その回収状況に応じて正常屋内墓苑、回収長期化屋内墓苑、問題屋内墓苑、回収不能屋内墓苑に分類して把握し、その軽減に努めております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び随時に把握することを通じて、リスクの軽減を行なっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利の変動による損失を回避する目的で、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の判定をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の実行・管理は、当社は経理部が行っており、取引に関する管理規程は設けておりませんが、事前に十分な検討のうえ、社内手続きを経て実施することとしており、取引は全て取締役会に報告しております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを回避するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行なっております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(*2)	392	392	-
(2)営業保証金(*4)	2,989	2,989	0
(3)販売保証金	3,085	3,031	54
(4)差入保証金	1,237	1,171	66
資産計	7,704	7,583	121
(1)長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	2,751	2,745	6
(2)リース債務 (1年以内返済予定を含む)	151	150	0
負債計	2,902	2,896	6
デリバティブ取引(*5)	-	-	-

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。「(1)投資有価証券」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(百万円)
非上場株式	27
投資事業有限責任組合	4

(*3)貸借対照表に持分相当額を純額で計上する投資事業有限責任組合への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に定める取扱いに従って、時価開示の対象とはしておりません。なお、当事業年度末における貸借対照表計上額は4百万円であります。

(*4)営業保証金に対して計上している貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表計上額として記載しております。

(*5)デリバティブ取引は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(*2)	637	637	-
(2)営業保証金(*3)	2,872	2,820	52
(3)販売保証金	3,441	3,240	201
(4)差入保証金	1,244	1,159	84
資産計	8,196	7,857	338
(1)長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	2,283	2,272	10
(2)リース債務 (1年以内返済予定を含む)	81	81	0
負債計	2,365	2,354	10

(*1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。「(1)投資有価証券」に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(百万円)
非上場株式	19

(*3)営業保証金に対して計上している貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表計上額として記載しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,940	-	-	-
受取手形	1	-	-	-
売掛金	987	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他	4	-	-	-
合計	3,933	-	-	-

当事業年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,053	-	-	-
受取手形	3	-	-	-
売掛金	999	-	-	-
合計	3,056	-	-	-

2 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額
前事業年度(2023年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	1,248	873	380	250	-	-
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	69	52	18	9	1	-
合計	1,317	926	398	259	1	-

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	1,053	560	430	180	60	-
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	52	18	9	1	-	-
合計	1,106	578	439	181	60	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	392	-	-	392
資産計	392	-	-	392

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	637	-	-	637
資産計	637	-	-	637

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業保証金	-	-	2,989	2,989
販売保証金	-	-	3,031	3,031
差入保証金	-	-	1,171	1,171
資産計	-	-	7,191	7,191
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	-	2,745	-	2,745
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	-	150	-	150
負債計	-	2,896	-	2,896

当事業年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業保証金	-	-	2,820	2,820
販売保証金	-	-	3,240	3,240
差入保証金	-	-	1,159	1,159
資産計	-	-	7,220	7,220
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	-	2,272	-	2,272
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	-	81	-	81
負債計	-	2,354	-	2,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

営業保証金

営業保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

販売保証金

販売保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（１年以内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

変動金利による長期借入金のうち、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される、合理的に見積もられた利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務（１年以内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2023年3月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額 28百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりませ
ん。

当事業年度(2024年3月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額 38百万円)は、市場価格のない株式等であるため、記載しておりませ
ん。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	392	226	166
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	392	226	166
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		392	226	166

当事業年度（2024年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	637	226	411
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	637	226	411
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	-	-	-
	合計	637	226	411

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	5	1	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5	1	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	10	2	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	10	2	-

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度及び当事業年度においては、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行ない、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

金利関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	長期借入金	5	-	(注)
合計			5	-	

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度(全て積立型制度)と確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、累積のポイントと事由別支給係数に基づいた一時金もしくは年金で受給できる制度としております。

執行役員及びパートタイマーの一部については退職一時金制度(全て非積立型制度)を採用しており、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

また、当社は、当事業年度に60歳から65歳への定年延長に伴う確定給付企業年金制度の資格喪失時期の変更を行っております。これに伴い、退職給付債務が0百万円増加し、過去勤務費用が同額発生しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,293百万円	2,342百万円
勤務費用	149	150
利息費用	15	15
数理計算上の差異の発生額	7	17
退職給付の支払額	64	55
過去勤務費用の発生額	57	0
退職給付債務の期末残高	2,342	2,435

(注) 簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
年金資産の期首残高	2,652百万円	2,711百万円
期待運用収益	26	27
数理計算上の差異の発生額	15	308
事業主からの拠出額	112	113
退職給付の支払額	64	55
年金資産の期末残高	2,711	3,105

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,298百万円	2,389百万円
年金資産	2,711	3,105
	412	715
非積立型制度の退職給付債務	44	46
未積立退職給付債務	368	669
未認識過去勤務費用	55	43
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	312	625
退職給付引当金	44	46
前払年金費用	357	672
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	312	625

(注) 簡便法による退職給付債務を含んでおります。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	149百万円	150百万円
利息費用	15	15
期待運用収益	26	27
数理計算上の差異の費用処理額	22	326
過去勤務費用の費用処理額	1	11
確定給付制度に係る退職給付費用	158	199

(注) 簡便法で計算した退職給付費用は勤務費用に含めております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
一般勘定	40.9%	37.0%
株式	28.5	32.5
債券	27.2	27.3
その他	3.4	3.2
合計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
割引率	0.69%	0.69%
長期期待運用収益率	1.00%	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度51百万円、当事業年度51百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	199百万円	153百万円
賞与引当金	100	93
役員株式給付引当金	11	13
退職給付引当金	13	14
減損損失	328	322
資産除去債務	121	125
繰延資産	29	24
その他	199	158
繰延税金資産小計	1,003	905
評価性引当額	688	647
繰延税金資産合計	314	258
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	22	21
前払年金費用	108	204
その他有価証券評価差額金	6	80
繰延税金負債合計	137	306
繰延税金資産(は負債)の純額	177	48

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.1
住民税均等割額	4.1	4.6
評価性引当額の増減額	1.7	2.6
連結子会社合併による影響額	2.9	-
その他	0.5	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1	33.5

(持分法損益等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から6年～30年と見積り、割引率は0%～2.29%を使用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	390百万円	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5	14
時の経過による調整額	4	4
資産除去債務の履行による減少額	-	7
期末残高	399	411

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)及び当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント等の名称		区 分		前事業年度	当事業年度
				(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
報告セグメント	仏壇仏具・墓石 (注)1	東日本	仏壇仏具	12,275	12,028
			墓石	3,833	3,700
		西日本	仏壇仏具	3,128	3,051
			墓石	781	759
	屋内墓苑(注)2			570	562
	飲食・食品・雑貨(注)1			111	236
	その他(注)3			908	961
合 計				21,608	21,300

(注)1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2 報告セグメントの「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売事業であります。

3 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業(卸売販売・EC販売(小売))及びピースフルライフサポート事業などであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	907百万円	989百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	989	1,002
契約資産（期首残高）（注）1	2	2
契約資産（期末残高）（注）1	2	2
契約負債（期首残高）（注）2	1,211	1,099
契約負債（期末残高）（注）2	1,099	1,050

（注）1 契約資産は、宗教法人からの霊園管理業務の受託収入によるものであります。

2 契約負債は、顧客からの前受金及びレジシートに次回来店時値引きを約束するクーポンの付与による将来の財又はサービスの提供に関連するものであります。

(2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,082百万円であります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行なう対象となっているものであります。

当社は、提供する商品・サービス別の事業部を置き、各事業部は対象商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を行なっております。

したがって、当社は事業部を基礎とした商品・サービス別セグメントから構成されており、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」、「飲食・食品・雑貨」の3つを報告セグメントとしております。

さらに、「仏壇仏具・墓石」については、地域別の「東日本」、「西日本」に細分しております。

「仏壇仏具・墓石」は、仏壇仏具及び墓石の小売販売を行なっております。

「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売を行なっております。

「飲食・食品・雑貨」は、飲食及び食品・雑貨の小売販売を行なっております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント(注)1						その他 (注)2	合計	調整額 (注)3	財務諸表 計上額 (注)4
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
売上高										
外部顧客への 売上高	16,108	3,909	20,018	570	111	20,699	908	21,608	-	21,608
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,108	3,909	20,018	570	111	20,699	908	21,608	-	21,608
セグメント 利益又は損失 ()	1,658	274	1,932	175	68	2,040	39	2,000	231	1,769
セグメント 資産	7,939	2,005	9,944	3,243	17	13,205	190	13,396	4,822	18,218
その他の項目										
減価償却費 (注)5	166	33	200	2	0	203	2	206	2	208
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額 (注)6	46	7	53	-	0	53	-	53	55	109

(注)1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業(卸売販売・EC販売(小売))及びピースフルライフサポート事業などであります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 231百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額4,822百万円は、運用資金(現金及び預金)及び管理部門に係る資産等であります。

(3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額55百万円は、主にシステム開発費等であります。

4 セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行なっております。

5 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含めております。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額を含めております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント（注）1						その他 （注）2	合計	調整額 （注）3	財務諸表 計上額 （注）4
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
売上高										
外部顧客への 売上高	15,728	3,811	19,540	562	236	20,339	961	21,300	-	21,300
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	15,728	3,811	19,540	562	236	20,339	961	21,300	-	21,300
セグメント 利益又は損失 （ ）	1,427	321	1,749	202	28	1,922	80	1,842	229	1,612
セグメント 資産	7,821	2,028	9,849	3,646	17	13,513	134	13,647	4,419	18,066
その他の項目										
減価償却費 （注）5	179	37	216	2	1	220	2	223	0	224
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額 （注）6	201	79	280	-	1	281	3	285	219	505

（注）1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業であります。

2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業（卸売販売・EC販売（小売））及びピースフルライフサポート事業などであります。

3 調整額は、以下のとおりであります。

（1）セグメント利益又は損失（ ）の調整額 229百万円は、各セグメントに配分していない全社費用であります。

（2）セグメント資産の調整額4,419百万円は、運用資金（現金及び預金）及び管理部門に係る資産等であります。

（3）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額219百万円は、主にシステム開発費等であります。

4 セグメント利益又は損失（ ）は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

5 減価償却費には、長期前払費用の償却額を含めております。

6 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額を含めております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	仏壇仏具	墓石	屋内墓苑	飲食・食品・ 雑貨	その他	合計
外部顧客への売上高	15,403	4,614	570	111	908	21,608

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	仏壇仏具	墓石	屋内墓苑	飲食・食品・ 雑貨	その他	合計
外部顧客への売上高	15,080	4,460	562	236	961	21,300

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計	調整額 (注)	財務諸表 計上額
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
減損損失	-	-	-	-	-	-	-	48	48	

（注）調整額の減損損失48百万円は、共用資産の使用範囲と方法を変更したこと等によるものであり、報告セグメントに配分していません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他	合計	調整額	財務諸表 計上額
	仏壇仏具・墓石			屋内 墓苑	飲食・ 食品・ 雑貨	計				
	東日本	西日本	計							
減損損失	44	-	44	-	-	44	-	44	-	44

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	株式会社オオモリ総建	福岡市博多区	100	内装業	(被所有)直接 0.1	-	改装工事等	19	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 当社の主要株主である長谷川 裕一は、議決権の73.7%を間接所有しております。

2 改装工事は、市場価格に基づき、一般取引条件と同様に、複数の見積を入手し、交渉のうえ決定しております。

3 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	601.90円	654.39円
1株当たり当期純利益	63.46円	58.26円

(注) 1 「役員株式給付信託(BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(前事業年度138千株、当事業年度132千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前事業年度138千株、当事業年度132千株)。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	1,154	1,059
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	1,154	1,059
期中平均株式数 (千株)	18,184	18,190

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	970	48	35	984	616	14	368
造作	1,851	93	91 (31)	1,853	1,482	60	371
構築物	327	6	1	332	272	6	59
機械及び装置	13	0	-	14	10	1	3
什器備品	1,299	158	62 (12)	1,396	1,081	55	314
土地	616	-	-	616	-	-	616
リース資産	333	-	67	265	196	52	68
建設仮勘定	-	370	370	-	-	-	-
有形固定資産計	5,412	679	628 (44)	5,463	3,659	190	1,803
無形固定資産							
商標権	2	-	-	2	0	0	1
ソフトウェア	107	191	5	293	95	17	197
リース資産	56	-	12	43	39	9	3
電話加入権	32	-	-	32	-	-	32
ソフトウェア仮勘定	41	188	230	-	-	-	-
無形固定資産計	240	379	248	371	135	27	235
長期前払費用	104	20	30	94	9	5	84

- (注) 1 建設仮勘定の当期増加額は、主に既存店舗設備の更新によるものであります。
2 ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の当期増加額は、主にPOSシステム開発によるものであります。
3 無形固定資産のリース資産の当期減少額は、リース期間満了によるものであります。
4 長期前払費用の当期末残高には、非償却資産79百万円が含まれております。
5 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,248	1,053	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	69	52	0.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,503	1,230	0.7	2025年4月1日 から 2028年7月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	81	28	0.6	2025年4月1日 から 2027年9月30日
合計	2,902	2,365	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金等の期中平均残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	560	430	180	60
リース債務	18	9	1	-

【引当金明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		当期末残高 (百万円)
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)	
貸 倒 引 当 金	636	5	142	16	482
賞 与 引 当 金	328	305	328	-	305
役員株式給付引当金	27	8	3	-	33

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、洗替えによる戻入れ及び回収による取崩し等であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区 分	金額（百万円）
現 金	41
預 金	
当 座 預 金	1,134
普 通 預 金	726
定 期 預 金	140
積 立 預 金	12
別 段 預 金	0
計	2,012
合 計	2,053

ロ 受取手形

相手先別内訳

相 手 先	金額（百万円）
(有)木村仏具店	2
(有)菊池仏具店	0
計	3

期日別内訳

期 日 別	金額（百万円）
2024年 3 月	0
4 月	0
5 月	0
6 月	0
7 月	0
計	3

八 売掛金
相手先別内訳

区 分		主な相手先及び金額					
	(百万円)		(百万円)		(百万円)		(百万円)
小 売							
クレジット	738	九州カード(株)	269	(株)福岡銀行	112	イオン フィナンシャル サービス(株)	55
一般顧客	59						
小計	798						
卸 売	41	(株)保志	28	(株)銚建仏光堂	2	(株)中原三法堂	2
受託販売	159	(宗)一行院	37	(宗)仙行寺	30	(宗)千光寺	29
計	999						

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
987	23,430	23,419	999	95.9	15.5

二 商品

区 分	金額(百万円)
仏 壇	1,437
仏 具	2,020
墓 石	158
食 品 ・ 雑 貨	7
計	3,624

固定資産

イ 営業保証金

相 手 先	金額(百万円)
(宗)清龍院	253
(宗)万年寺	221
(株)大友石材工業	163
(株)亜室	117
(宗)大法寺	109
その他(宗)仙行寺ほか)	2,450
計	3,316

ロ 販売保証金

相手先	金額(百万円)
(宗)勝楽寺	1,276
(宗)伝燈院	922
(宗)源覚寺	549
(宗)千光寺	485
(宗)仙行寺	207
計	3,441

ハ 差入保証金

区分	金額(百万円)
店舗賃借保証金	1,146
事務所賃借保証金	73
建設協力金	1
その他(社宅・寮賃借保証金ほか)	22
計	1,244

流動負債

イ 買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)小野屋漆器店	53
(株)保志	39
カリモク家具(株)	39
(株)オクノトレーディング	39
(株)本保	24
その他(株)シャーほか)	352
計	548

ロ 契約負債

相手先	金額(百万円)
一般顧客	1,050
計	1,050

固定負債
長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)福岡銀行	395 (200)
(株)西日本シティ銀行	392 (197)
(株)三菱UFJ銀行	390 (180)
(株)みずほ銀行	272 (122)
(株)三井住友銀行	265 (110)
その他(三井住友信託銀行(株)ほか)	568 (243)
計	2,283 (1,053)

(注) ()内は内数であり、1年以内の返済予定額につき、貸借対照表の流動負債の部に計上しております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	5,099	11,497	16,201	21,300
税引前四半期(当期)純利益(百万円)	236	1,023	1,105	1,593
四半期(当期)純利益(百万円)	138	703	743	1,059
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	7.63	38.68	40.89	58.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	7.63	31.04	2.21	17.36

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社 本店 (特別口座) 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地(NMF竹橋ビル6階) 東京証券代行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行なう。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行なう。 公告掲載URL https://corp.hasegawa.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 単元未満株式についての権利

当社定款には、次のことを定めております。

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第57期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月28日 福岡財務支局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年6月28日 福岡財務支局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第58期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日 福岡財務支局長に提出

（第58期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月10日 福岡財務支局長に提出

（第58期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月9日 福岡財務支局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年6月30日 福岡財務支局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月25日

株式会社 は せ が わ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 雅 和

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はせがわの2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

建墓権取得に係る営業保証金の評価における霊園分類の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2024年3月31日現在において、貸借対照表に営業保証金3,316百万円（総資産の18.3%）を計上しており、当該債権に対して444百万円の貸倒引当金を計上している。</p> <p>会社は、宗教法人等と墓地販売業務提携契約を締結の上、墓地永代使用权の販売を受託している。営業保証金は、墓石事業において、優良な霊園・墓所の確保を目的として、会社が霊園開発計画の段階で、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れたものである。また、営業保証金は、単なる金銭の返還請求債権ではなく、墓石の販売権が付随された複合的な性格を持っている債権である。</p> <p>差入れた営業保証金は、会社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるが、霊園開発計画の頓挫や販売を受託している墓地永代使用权が開園後に販売不振に陥り回収計画から遅延する等の事由により営業保証金の一部又は全部の回収が困難となる場合がある。</p> <p>墓石事業に重要な影響を及ぼすご遺骨供養に関する動向として、お客様が要望する遺骨供養の手段の変化が大きな課題となっており、通常の墓石と比較して価格がリーズナブルであることから、近年では墓石の代わりに樹木を墓標としてご遺骨を埋葬する樹木葬墓地のニーズが高まっている。今後、遺骨供養方法の多様化が継続することが想定されており、会社は霊園の開発・販売に対して留意している。</p> <p>財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、営業保証金に対する回収可能性を判断するにあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、またその回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類している。それぞれの霊園分類は、霊園の経営状況や自治体による経営許可の状況、更に営業保証金の回収計画に対する実績等の、霊園個別の情報を考慮して行われている。そのため、これらには経営者による合理的な将来予測が求められる。</p> <p>当監査法人は、当該営業保証金の財務諸表における金額的重要性及び評価に対する経営者による判断の複雑性等を考慮し、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、営業保証金の評価を検討するにあたり、以下の手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価 貸倒引当金の算定の基礎となる霊園の分類に係る以下の内部統制の有効性を評価した。</p> <p>a. 会社における各霊園の営業保証金の回収状況のモニタリング b. 将来回収計画の合理性・実現可能性を含む霊園分類の妥当性に関する承認プロセス</p> <p>（2）営業保証金の評価における霊園分類の妥当性の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霊園分類の変更要否の判断について、会社が定めた基準に従って実施されているか、その妥当性を検討した。 ・営業保証金の将来回収計画については、過年度における回収計画と実績との乖離の状況を勘案し、その実現可能性を検討した。 ・営業保証金の回収長期化が懸念される霊園については、現在の販売状況及び周辺環境の変化の有無について確認するため、担当部門の責任者への質問並びに対象霊園の現場視察及び販売担当者への質問を実施した。 ・霊園開発の主体となる宗教法人に対する訴訟の申し立てや宗教法人の経営状態の著しい悪化等、販売を受託している墓地永代使用权について販売の困難な状況が生じていないか霊園管理を行う部門へ質問を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社はせがわの2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社はせがわが2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。